

韓国における2020年刑事訴訟法改正

——被疑者供述調書の証拠能力認定要件の変更について——

延 秀 斌*

目 次

1. はじめに
2. 刑事訴訟法改正の背景及び議論過程
 - (1) 韓 国 法
 - (2) 背 景
3. 司法改革特別委員会
 - (1) 1回目の司法特委
 - (2) 政府の「検・警捜査権調整合意文」
 - (3) 2回目の司法特委
 - (4) その後の流れ
4. 評 価
5. 終わりに

1. はじめに

韓国では2020年2月4日に公布された「刑事訴訟法一部改正法律案」及び「検察庁法一部改正法律案」に加えて同年1月14日に公布された「高位公職者犯罪捜査処¹⁾設置及び運営に関する法律」が、いわゆる検察改革ないし捜査権調整3大立法と評価される。今回の韓国の刑事訴訟法改正の目的は検察及び警察の捜査権調整であり、検察改革の一環として進められた²⁾。

* ヨン・スビン 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程

1) 韓国では公捜処と称される。以下、特別な事情がない限り公捜処とする。

2) 박찬걸 「검·경 수사권조정에 대한 비판적 분석: 2020. 2. 4. 자 개정 형사소송법 및 검찰청법의 내용을 중심으로」 형사정책연구 31권 1호 (2020) 30頁。

すなわち、検察の権限を縮小する形で刑事訴訟法が改正され、その改正内容に合致するように検察庁法も改正されたのである。公捜処法は1996年に腐敗防止法案という形で初めて議論されたものであり、初めて議論された1996年との違いは、2020年の場合は強力な検察改革の一環として進められたことである³⁾。

今回の刑事訴訟法改正の内容はほぼすべてが検察の権限縮小と言っても過言ではないものである。例えば、警察に今まで認められなかった捜査最終権を与えたことや改正前の韓国刑事訴訟法（以下、特別な事情がない限り韓国法とする）では司法警察官はすべての捜査に関して検事の指揮を受けると定められていた文言が削除され、新たに韓国法195条で検察と警察を協力関係に定めたことが掲げられる。

しかし、一見すると捜査権調整とはさほど関係のないように見える改正も行われた。それは韓国法312条の改正であり、検面調書と員面調書の証拠能力に関する規定である。改正内容の詳細は後述するが、この韓国法312条は韓国特有の規定である。

以下においては、検察・警察の捜査権調整、検察改革という明確な目的をもって行われた刑事訴訟法改正において、被疑者の供述調書（韓国では陳述調書と呼ばれ、以下では陳述調書以外にも韓国で用いられている用語を使用する）の証拠能力に関する規定がどのように改正されたか、どのような議論過程を経たか、今後の見込みはどうなるのかを検討していくことにする。

2. 刑事訴訟法改正の背景及び議論過程

(1) 韓 国 法

韓国の刑事訴訟法は1954年に制定され、日本の大正刑事訴訟法及びその

3) 박찬걸 「고위공직자범죄수사처의 동립성 및 정치적 중립성 확보방안에 대한 검토」 刑事政策 32권 1호 (2020) 132頁。

当時の現行刑事訴訟法をベースにしている⁴⁾。そのため条文の順番や内容において類似するところが多いが、上述したように韓国法312条は韓国特有の規定である。今回の法改正の理解をより深めるために必要な韓国法を概観する。

ア) 韓国法312条

法改正を理解する上で最も重要なのが被疑者訊問調書に関する312条である。

312条（検事又は司法警察官の調書等）

- (1) 検事が被告人となった被疑者の陳述を記載した調書は適法な手続と方式により作成されたもので被告人が陳述した内容と同一に記載されていることが公判準備又は公判期日での被告人の陳述によって認定され、その調書に記載された陳述が特に信憑できる状態下で行われたことが証明された場合に限り証拠とすることができる。
- (2) 第1項にも拘らず被告人がその調書の成立の真正〔補足著者、記載内容の記載の同一性〕を否認する場合にはその調書に記載された陳述が被告人が陳述した内容と同一に記載されていることが映像録画物若しくはその他の客観的な方法により証明され、その調書に記載された陳述が特に信憑できる状態下で行われたことが証明された場合に限り証拠とすることができる。
- (3) 検事以外の捜査機関が作成した被疑者訊問調書は適法な手続と方式により作成されたもので公判準備又は公判期日において被疑者であった被告人又は弁護人がその内容を認定する場合に限り証拠とすることができる。
- (4)～(6)〔被疑者の供述調書と直接関連しないため省略〕

検面調書が公判廷で証拠とされるためには、韓国法312条1項の規定により、① 適法な手続と方式、② 被告人の被疑者段階での陳述がその通り調書に記載されていることが公判準備又は公判期日における被告人の陳述により認められること、③ 記載された陳述が特に信憑できる状態下で行われたこと、3つの要件が満たされなければならない。大法院（日本の最高裁判所に該当する）は①について、被疑者に対する調書作成過程において

4) 安部祥太『被疑者取調べの憲法的規制』（日本評論社、2019）227-228頁。

守るべき陳述拒否権の告知など刑事訴訟法が定めた諸般の手續を遵守し、調書の作成方式にも問題がないことを意味するとした⁵⁾。つまり、①は調書への被疑者の署名・押印(形式的真正成立)の記載の有無、被疑者訊問の参加者の有無、とりわけ弁護人の参与(弁護人立会い)の記載の有無、捜査過程の記録の有無などが含まれる⁶⁾。②の被疑者訊問調書に関する被告人の陳述(実質的真正成立)について大法院は、陳述した内容がその陳述した通りに記載されていることのみならず、陳述しなかった内容が陳述したかのように記載されていないことを含む意味であり、刑事訴訟法が調書作成手續と方式の適法性と実質的真正成立を明確に区別して規定しており、被告人が調書の実質的真正成立を否認する場合には映像録画物など客観的な方法により被告人が陳述した内容と同一の記載がされていることを証明する方法を設けている以上、被告人本人の陳述による実質的真正成立の認定は公判準備又は公判期日で行った明示的な陳述によらなければならない、ただ被告人が実質的真正成立に関して異議を申し立てなかったとか、調書作成手續と方式の適法性を認めたことだけで実質的真正成立まで認めたと見なしてはならないとした⁷⁾。

最後に、③が①及び②に加えて証拠能力認定要件の1つであり、加重要件であることに争いはない。しかし、その意味について見解の対立があるものの、大法院は参考人の陳述調書の特に信憑できる状態下とは、陳述の内容及び調書又は書類の作成に虚偽の介入の余地がほとんどなく、その陳述の内容の信憑性若しくは任意性を担保する具体的、外部的な状況がある場合を意味するとした⁸⁾。そして特に信憑できる状態下の証明は単なる蓋

5) 대법원 2013. 3. 28. 선고 2010도3359판결.

6) 이재상·조균석 『형사소송법』(박영사, 2015) 607頁, 김인회 『형사소송법』(피앤씨 미디어, 2015) 101頁, 신동운 『신형사소송법 [제5판]』(법문사, 2014) 264頁, 배중대·이상돈·정승환·이주원 『형사소송법』(홍문사, 2015) 113頁, 송광섭 『형사소송법』(형설출판사, 2012) 611-612頁.

7) 대법원 2013. 3. 14. 선고 2011도8325판결.

8) 대법원 2012. 7. 26. 선고 2012 도2937판결.

然性がある程度では足りず合理的な疑いの余地を排除する程度に至らなければならない⁹⁾。

この3つの要件のうち、②の実質的真正成立は同条2項の規定により、映像録画物若しくはその他の客観的な方法によって証明することが許される。問題はその他の客観的な方法が明確ではないため、録音テープ、調査者（取調官）の証言なども許容されるとする見解があるということである¹⁰⁾。しかし、大法院は刑事訴訟法及び刑事訴訟規則で規定された方法及び手続により作成された映像録画物又は映像録画物に準じられる程度に被告人の供述を科学的・客観的に再現できる方法のみを意味するとし、その他の調査官又は調査過程に参与した通訳人などの証言は該当しないとした¹¹⁾。

次に員面調書が証拠とされるためには、適法な手続と方式に加え、公判準備又は公判期日において被疑者であった被告人又は弁護人がその内容を認めること（内容認定）が必要である。内容認定とは調書作成の真正成立（形式的及び実質的真正成立）のみならず、調書に記載された内容が客観的真実に符合するという調書内容の真実性を意味する¹²⁾。この規定は自白偏重の捜査慣行を打開し、被疑者訊問過程で発生しやすい違法捜査を抑止するために立法者が設けた規定である¹³⁾。この規定により員面調書は被告人が調書内容を否定する陳述をするだけで証拠とされることができなくなる。そのため、公判廷に出されることはほほない。これに対して2007年の刑事訴訟法改正は、司法警察官が被疑者訊問で得られた被疑者の陳述を公判廷に現出できるよう調査者証言制度（取調官証言）を導入した¹⁴⁾。しかしこ

9) 대법원 2014. 2. 21. 선고 2013도12652판결.

10) 이완규 『형사소송법 연구(1)』 (탐구사, 2018) 228頁.

11) 대법원 2016. 2. 18 선고 2015도16586판결.

12) 대법원 2010. 6. 24. 선고 2010도5040판결.

13) 신동운·前掲注 6, 1183頁, 김인희·前掲注 6, 511-512頁.

14) 調査者証言制度は、氏家仁「被告人の取調べにおける供述を内容とする取調捜査官の伝聞証言——韓国改正刑事訴訟法における「取調官証言制度」との比較・検討」中央大学大学院研究年報39巻（2009）359-372頁を参照。

の制度は導入当初から10年が過ぎた今でも活用されることが少なく、死文化されている¹⁵⁾。

イ) 244条及び244条の2

韓国法312条との関連で244条及び244条の2も紹介する。

244条（被疑者訊問調書の作成）	244条の2（被疑者陳述の映像録画）
<p>① 被疑者の陳述は調書に記載しなければならない。</p> <p>② 第1項の調書は被疑者に閲覽させるか読み聞かせなければならず、陳述した通りに記載されなかったか事実と異なる部分の有無を聴き被疑者が増減又は変更の請求等異議を申し立てるか意見を陳述した場合にはこれを調書に追加記載しなければならない。この場合被疑者が異議を申し立てた部分は読めるように残さなければならない。</p> <p>③ 被疑者が調書に対して異議若しくは意見がないことを陳述した際には被疑者にその趣旨を自筆で記載させ調書に割印した後記名押印又は署名させる。</p>	<p>① 被疑者の陳述は映像録画できる。この場合予め映像録画事実を知らせなければならず、調査の開始から終了までの全過程及び客観的状況を映像録画しなければならない。</p> <p>② 第1項による映像録画が終了した際には被疑者又は弁護人の前で遅滞なくその原本を封印し被疑者に記名押印又は署名させなければならない。</p> <p>③ 第2項の場合に被疑者又は弁護人の要求がある場合には映像録画物を再生し視聴させなければならない。この場合その内容に対して異議を陳述する場合にはその趣旨を記載した書面を添付しなければならない。</p>

韓国法244条の規定により、捜査機関は被疑者訊問調書の作成義務を負うことになる。上述した調書作成手続と方式の要件の1つである。映像録画の実施は捜査機関の裁量に委ねられ、対象事件も限定されておらず、映像録画を義務付けていない¹⁶⁾。この映像録画物は韓国法312条の検面調書の証拠能力認定要件である実質的真正成立の証明や同法318条の2及び刑事訴訟規則134条の5の規定により公判準備又は公判期日において、被告人及び被告人でない者が陳述するにあたり、記憶が明白でない事項に関し

15) 「외면받는 '조사자 증언제도' … 활성화 방안 없다」『법률신문』〈アクセス日：2020年7月3日 <https://m.lawtimes.co.kr/Content/Article?serial=147399>〉。

16) 김인회・前掲注6, 107頁。

て記憶を喚起させる必要があると認められる場合に限って、当事者のみに視聴させることができる。大法院も捜査機関が参考人を調査する過程で韓国法221条第1項により作成した映像録画物が公訴事実を直接証明できる独立の証拠として使用できるかについて、2007年の法改正前の刑事訴訟法にはなかった捜査機関による参考人陳述の映像録画を新たに定め、その使用方法を参考人に対する陳述調書の実質的真正成立を証明するか、参考人の記憶を喚起させるために限定している現行刑事訴訟法規定内容は、特別な事情がない限り、公訴事実を直接証明できる独立的な証拠として使用できないと解釈するのが妥当であるとした¹⁷⁾。この判決は参考人を対象とした映像録画物の実質証拠化について判断を下したものであるが、この判断の対象が被疑者となった場合にも変わることはないだろう。すなわち、被告人、参考人を対象とした映像録画物の実質証拠としての使用は許されず、同判例によると韓国法318条の2第2項の規定により弾劾証拠としての使用も許されない¹⁸⁾。

(2) 背 景

近時の韓国において、社会的にも国民感情的にも最も話題となった2018年チェ・スンシル事件の検察捜査についてあらゆる問題が指摘され¹⁹⁾、以後検察改革の要求は国民的に広がり、一層高まった。ムン・ジェイン大統領も2017年の大統領就任後、検察の人事と予算、組織を狙った精密度の高い検察改革への姿勢を保っていた²⁰⁾。しかしムン・ジェイン大統領が就任

17) 대법원 2014. 7. 10. 선고 2012도5041판결。

18) 映像録画物制度の詳細は、延秀斌「韓国における可視化制度導入の議論過程からみる可視化制度の課題——主に取調べ記録媒体の実質証拠化について——」立命館法学第372号(2017)を参照。

19) 「1일 통화 1.3회 문자 1.7회…누가 진짜 대통령이었나」『노컷뉴스』〈アクセス日：2020年7月20日 <https://www.nocutnews.co.kr/news/4699812>〉。チェ・スンシル氏によるバク前大統領への業務指示や検察出身の前青瓦台（大統領官邸であり、大統領府である）秘書室長及び民政首席秘書官を出頭させなかったなど消極的な捜査態度が問題となった。

20) 「해럴드경제」『문재인의 검찰개혁 '메스' 는 날카로웠다, 檢 '패닉'』〈アクセス日：8

して約2年半の間まで検察改革は国民の期待に応えられず、あまり進んでない検察改革に対する批判が高まったため、司法改革特別委員会²¹⁾(以下、司法特委とする)を通じて、「改正刑事訴訟法」、「改正検察庁法」、「高位公職者犯罪捜査処の設置及び運営に関する法律」を国会に上程しようとしたが、その過程において国会議員の賛否についての対立が激しくなったため、検察改革への関心が再び高まった²²⁾。

一方、2017年8月9日に法務部(日本の法務省に当たる)は法務・検察改革法案のための「法務・検察改革委員会」を発足し、改革案を設けることにした²³⁾。さらに、同年12月7日に警察改革委員会²⁴⁾が「国民の人権保護のための捜査構造改革勧告案」を発表した。警察改革委員会では検察の過度な権限独占を問題としてチェ・スンシル事件に対する国民感情、政治的捜査、起訴権の濫用などを問題と指摘し、警察は捜査、検察は起訴及び公訴維持を担当することを主張した²⁵⁾。その勧告案の中には「調書裁判の弊害を克服し、公判中心主義を実現するために検事²⁶⁾が作成した被疑者訊問調書も警察が作成した被疑者訊問調書と同様に公判廷において被告人が内容を認める場合に限り、証拠能力が認められるようにする」といった韓国法312条1項の検事作成の被疑者訊問調書の証拠能力認定要件を同条3項の司法警察作成の被疑者訊問調書の証拠能力認定要件と同様にする「証拠能力認定要件の強化」が含まれている。この警察改革委員会の勧告に対して警察庁は勧告事項の趣旨に十分共感し、捜査構造改革を推進すること

↘2020年7月20日 <http://news.heraldcorp.com/view.php?ud=20170520000023>>。

21) 韓国国会の非常設特別委員会。

22) 장영수 「검찰개혁, 올바른 방향으로 가고 있는가?」 고려법학 제96호 (2020) 50頁。

23) 법무부 「『법무·검찰 개혁위원회』 발족 - 국민의 눈높이에 맞는 법무·검찰 개혁방안 마련 및 권고 예정 -」 (2017) 1頁。

24) 警察庁が政府から検察と警察の捜査権調整を前提とした人権問題の改善を要求され、2017年7月16日に20名の民間委員で構成された委員会である。

25) 경찰청 「경찰개혁위, 『국민의 인권보호를 위한 수사구조개혁』 추진 권고 - '수사권과 기소권' 분리 방안 제시-」 (2017) 2-3頁。

26) 韓国では検察官を主に検事と称する。

を明らかにした²⁷⁾。

以上のような、警察改革委員会の被疑者訊問調書の証拠能力認定要件の強化は検察改革の要求にいったいどのように結び付くのだろうか。同委員会の委員がすべて外部の人事で構成されているため、勧告案の通り調書裁判の弊害を克服し、公判中心主義を実現するためであるかも知れない。というのは、警察の権限強化は検面調書の証拠能力認定要件の強化でなく、員面調書の証拠能力認定要件の緩和のような形でも主張できるからである。むしろ員面調書の証拠能力認定要件の緩和の方が、捜査結果を公判廷に現出できるといった側面から合理的にも見えるにもかかわらず、韓国の2007年の刑事訴訟法改正では検面調書の証拠能力認定要件を強化する改正案が作成された。2007年の改正案は国会の議論で実現されなかったが、当時の警察の主張も違法捜査と調書裁判の原因を韓国法312条の調書の証拠能力認定要件の差であると指摘し、直接主義及び口頭弁論主義の実現のために捜査主体を問わず、調書の証拠能力認定要件を強化する方向に統一すべきであると主張していた²⁸⁾。このように10年以上続く警察の韓国法312条改正への姿勢から、警察の方が被疑者訊問調書の弊害を懸念しているように思われる。ただし、韓国の警察は令状請求権が認められておらず、韓国法312条の規定により自ら作成した被疑者訊問調書が公判廷に出されることもほぼない。そうであれば、ムン・ジェイン政権の検察改革への強い意志は、警察にとっては、捜査権強化の絶好の機会であることを念頭に置かなければならないと思われる。

警察改革委員会の勧告が発表されて2ヶ月後に法務・検察改革委員会は「検・警捜査権調整」勧告案を発表した。同委員会は検察と警察の捜査権調整が単なる捜査機関の間における権限分配の問題ではなく、国民のための捜査構造改革の側面から行われるべきであり、実体的真実の発見のための効率的捜査体系の構成、人権擁護と適法手続の実現、権限の集中および

27) 경찰청・前掲注25, 5頁。

28) 2007年刑事訴訟法改正の草案作成から国会の議論は延秀斌・前掲注18, 240-248を参照。

濫用を防ぐ牽制と均衡がとれる方向で議論されるべきだとした²⁹⁾。その内容は概ね、検事と司法警察官を相互協力関係にすること、司法警察官に1次の捜査権を与えることなどである。その中に検事作成の被疑者訊問調書といった検面調書を含む各種の捜査書類の証拠能力は検察と警察の捜査権調整ではなく、刑事法全体の体系を考慮し慎重に決定されるべき証拠法の問題であるとして、具体的な改正は示されなかった。

3. 司法改革特別委員会

韓国の第20代国会は上述した司法改革特別委員会を2回構成した。1回目の司法特委は2017年12月29日に国会運営委員長の「司法改革特別委員会構成決議案」提案が可決されたことにより構成された。その内容は、① 法院・法曹改革、検察・警察人事独立性及び中立性強化など司法全般の改革法案の備え及び検察庁法、警察法、刑事訴訟法などの法案の審査・処理などのために「国会法」第44条により「司法改革特別委員会」を構成する、② 委員数は17名にし、委員会内に法院・法曹・警察改革小委員会と検察改革小委員会を設ける、③ 特別委員会の活動期間は2018年6月30日までにすることであった。提案理由としては、現在の法院、検察、警察など司法機関がその機能を遂行するにあたって国民が与えた権限と責任に答えられていないとの批判が相次いでいるため、法院・法曹・警察改革、検察改革など司法制度全般に対する総合的で体系的な改革方法を備え、関連する法案の審査・処理などのために国会に「司法改革特別委員会」を構成することであった。

(1) 1回目の司法特委

1回目の司法特委は2018年1月12日に開催された第1回会議から同年3

29) 법무부 「법무·검찰개혁위원회 제8차 권고안 - 검·경 수사권 조정 -」(2018) 1頁。

月23日に開催された第6回会議まで、計6回の会議が行われた。第1回会議を除いては、法務部、警察庁、検察庁、法院行政処（日本の最高裁判所事務総局に当たる）、大韓弁護士協会の順に各々の業務報告が行われた。

まず、第1回会議では、チェ・スンシル事件などによる検察に対する国民的不信感が高まり、世論調査でも国民が検察改革を最も重要な改革として認識していること、年齢や性別を問わずに検察改革をより強く推進しなければならないとの意見が多かったこと、与党・野党を問わずに検察・司法改革が必要であることに共感していることなどの背景から司法特委が、これらの答えとして相応しい成果を果たさなければならないとされた³⁰⁾。

ア) 法務部の業務報告

法務部長官により行われた法務部の業務報告では、法務部の一般業務や推進事項などから報告が行われた。刑事司法に関しては、国家人権政策基本計画の樹立・施行・履行確認及び国際人権規範の国内履行に関する手続を取り入れた「人権基本法」の制定を推進するとともに、大法院及び弁護士協会などの意見を受け入れ、刑事公共辩护人制度（被疑者国選辩护人制度）の導入を積極的に推進するとした³¹⁾。その他に法務部内において検察の捜査及び公訴維持の適正性を外部専門家が検討するものとして検察捜査審議委員会及び刑事上告審委員会を運営する、検察捜査・裁判手続における事件関係人の人権保護の強化として捜査過程から弁護人の援助を受ける権利を積極的に保障する、被疑者に対する出席要求、深夜調査、休息権、人権保護内容の事前告知などすべての捜査過程を改善する「人権保護捜査準則」の改正を進めるとした³²⁾。

捜査権調整についても報告が行われ、検事の直接捜査が過度に行われているとの指摘があったため、主な論点は検事の直接捜査が必要な領域と節

30) 국회사무처 「제355회국회 사법개혁특별위원회회의록 제1호」 2頁。

31) 법무부 「업무현황」 25-35頁。

32) 법무부・前掲注31, 36頁。

制方法の検討、現行より警察の捜査権が拡大される場合、人権保護の側面から検事の捜査指揮体系をどう設計するかを検討することとされ、今後は機関同士の権限配分ではなく国民の権益保護の側面から捜査権調整方法が出されるよう、司法特委の議論過程で法務・検察改革委員会の勧告案を土台に設けた法務部案を説明するなど国会の議論を積極的に支援することにした³³⁾。法務部は警察の捜査権拡大による人権侵害を懸念していたが、被疑者訊問調書については言及していなかった。

イ) 警察庁の業務報告

業務報告の流れは法務部と同じく一般業務や推進事項などから行われた。業務推進計画の主な内容は、国民の権利保護が強調され、警察官個人の人権意識の引き上げや国民の権利保護を強化することが掲げられた³⁴⁾。人権警察という項目に人権保護強化として映像録画の拡大、陳述録音制度の実施、弁護人の参与権保障、刑事公共弁護人制度の導入、令状審査官制度の運営、捜査官除斥・回避制度、警察官署の捜査・事務空間の分離、留置場の環境改善及び弁護人接見室の設置などが挙げられた。これらを見ると警察が人権保護に積極的に取り組もうとしていることがわかる。

警察は被疑者訊問調書について言及している。検事に独占された捜査権と起訴権の分離など刑事司法体系の再設計が国民から要求されている中で、警察改革委員会が2017年12月7日に捜査構造改革推進勧告案を発表したが³⁵⁾、この勧告案において、現行刑事訴訟法において検事作成の被疑者訊問調書を被告人がその内容を否認しても証拠能力が与えられ、自白の強要や著しい説得が行われる可能性が高いこと、警察が捜査した内容と類似した調書が作成される二重捜査の弊害から、自白中心の捜査慣行と調書裁判の克服及び公判中心主義の実現のために検事作成の被疑者訊問調書の証

33) 법무部・前掲注31, 47頁。

34) 경찰청「업무보고」9-15頁。

35) 국회사무처「제357회국회 사법개혁특별위원회회의록 제3호」6頁。

証拠能力認定要件を司法警察作成の被疑者訊問調書の要件と同様に被告人の内容認定に改善することにした³⁶⁾。その他には検事の捜査指揮権及び直接捜査権の廃止や憲法上検事の独占的令状請求権制度の改善などが含まれている。

被疑者訊問調書に関する警察の立場は、証拠能力認定要件を統一させることであるが、そうした場合に予想される実務の変化などについては言及されていない。調書裁判の克服や公判中心主義の実現のためには警察が主張したように過度な調書依存が改善されなければならない。警察は2007年の法改正の時から主張した被疑者訊問調書の証拠能力認定要件の同一化を実現させるために、より具体的な制度設計を示すべきであった。しかし、警察は過度な調書依存を改善する方向性を提示しただけであった。そのため、警察は捜査権調整が必要となる一要素として韓国法312条の改正を取り上げたように思われる。

その他に被疑者訊問に関しては、弁護人参与権の実質化として調査日時・場所を弁護人と協議すること、弁護人の助言・相談機会の保障、弁護人意見陳述メモの保障などと共に刑事公共弁護人制度の導入を積極的に推進することで被疑者の防御権を保障する内容であった。映像録画の拡大は録画要請権の新設、強盗、麻薬、被害額が高額な詐欺・横領・背任犯罪に対する義務的録画の実施が内容とされ、現在試行中である調査対象者の同意を得て調査開始から終了まですべての調査過程を録音する陳述録音制度を全国に拡大するものであった³⁷⁾。

ウ) 検察庁の業務報告

一般業務の他に、2017年から検事の意味決定過程の透明性強化及び責任所在を明確にするために意味決定過程を記録・保存する方法を設けたことや国民の関心が集中した重要事件の処理に外部専門家の意見を反映する検

36) 경찰청·前掲注34, 19-21頁。

37) 경찰청·前掲注34, 30-31頁。

察捜査審議会制度(捜査中の重要事件を審議するための懸案委員会と処分された事件の適正性などを審議するための捜査点検委員会に分けて運用)を導入したこと、外部専門家で構成される刑事上告審議委員会の新設、捜査手続の透明性を高め、国民の知る権利のために捜査記録公開の拡大を推進していることが報告された³⁸⁾。検察捜査審議会の導入により検察捜査の公正性と捜査権濫用に対する恐れが期待でき、捜査手続の透明性は立法的解決が最も効果的ではあるが、まず内部規則を改正する方針で、長期的には刑事訴訟法規定の改正、新しい法律の制定などを法務部と協議しているとされた³⁹⁾。

その他に人権擁護機関として人権監督官を新設し、2017年8月に5ヶ所の地検に部長検事を人権監督官として配置し⁴⁰⁾、捜査過程における人権保障を強化するために被疑者訊問過程の弁護人参与権の実質化の必要性から「弁護人の被疑者訊問参与運営指針」を改正・施行した⁴¹⁾。「弁護人の被疑者訊問参与運営指針」の改正内容は、① 訊問中に被疑者の要請がある場合に弁護人の被疑者に対する助言を認めること、② 拘禁された被疑者の弁護人に訊問日時・場所の事前通知、③ 訊問に参加する弁護人が被疑者の隣に同席することを認めること、④ 不当な訊問方法に対する異議申立ての明文化、⑤ 拘束令状の発布可否を弁護人の携帯電話に即時通知すること、⑥ 被疑者訊問内容を記録の許容である。

検察は法務部と同様に捜査権調整を権限分配の問題と把握しておらず、国民の基本権を保護し、犯罪から国民と国家共同体を守るシステムを改善する問題として把握した⁴²⁾。そのため、司法警察の捜査過程における基本権の侵害を懸念し自治警察制が導入されない限り、検事の司法統制は現状のまま維持される必要があり、検事による司法統制が廃止されると警察捜査における人権侵害、権限濫用の危険性が高まること、捜査終結権は訴追

38) 大검찰청「업무현황」35-39頁。

39) 국회사무처「제358회국회 사법개혁특별위원회회의록 제4호」8頁。

40) 大검찰청・前掲注38, 45頁。

41) 大검찰청・前掲注38, 49頁。

42) 大검찰청・前掲注38, 57頁。

機関の権限であることから検事の直接捜査を縮小しながら司法統制と人権保護、訴追判断に検察の力量を集中させる方法を推進すべきとした⁴³⁾。

この段階で検察は法務部と同様、被疑者訊問調書については立場を明らかにしていなかった。

エ) 法院行政処の業務報告

法院行政処の配布資料が司法特委のウェブサイトに残されていないため、検討は議事録のみによる検討になる⁴⁴⁾。その内容は、以下の通りである。第1に、国民の知る権利の保障及び司法に対する信頼確保のために、より便利な判決文公開システムの構築を進める計画をしており、2013年3月に初めて大法院の公開弁論を生中継して以来、今まで11回の生中継が行われてきた。さらに2017年からは法廷傍聴及び撮影などに関する規則を改正・実施して裁判長の許可によって主たる判決宣告に対する裁判中継放送が可能となった。

第2に、司法の人権保障機能及び後見的機能に関しては、令状実質審査⁴⁵⁾段階で選定された国選弁護人が特別な事情がない限り捜査段階及び公

43) 국회사무처·前掲注39, 10-11頁。

44) 法院行政処の業務報告は、국회사무처「제358회국회 사법개혁특별위원회회의록 제5호」4-6頁を参照した。

45) 日本の勾留質問に該当する。日本の勾留質問との違いは韓国の場合、刑事訴訟法201条の2第8項に「訊問する被疑者に弁護人がない場合には地方法院判事は職権で弁護人を選定しなければならない。この場合弁護人の選定は被疑者に対する拘束令状請求が棄却され効力が証明する場合を除いては第1審まで効力がある。」と規定され、刑事訴訟規則96条の20第1項に「弁護人は拘束令状が請求された被疑者に対する訊問の開始前に被疑者と接見することができる。」と規定されている。また下級審ではあるが、逮捕令状によって逮捕された被疑者に対する拘束令状請求以前に被疑者自ら選任した弁護人がいたにもかかわらず、検事の拘束令状請求書に弁護人の氏名が記載されなかったため、自ら選任した弁護人の援助を受けられず、弁護人も弁護活動の機会を与えられなかったが、被疑者に国選弁護人が選定され、国選弁護人が被疑者訊問に参加した事例に対して、「逮捕令状により逮捕された被疑者に対する拘束令状請求以前に被疑者自ら選任した弁護人がいる場合、拘束令状を請求する検事は拘束令状請求書の弁護人欄に弁護人の氏名を記載し、拘束令状請求を受けた地方法院判事は拘束令状請求書の記載により弁護人に被疑者訊問の期日及び

判段階まで弁護活動を続ける制度を2017年3月から実施した。

これらの他に裁判制度の改善, 司法行政制度の改善, 法官人事制度の改善, 司法信頼回復という課題を総括に議論する司法発展委員会を発足し, 司法改革案を大法院長に建議する予定である。

オ) 大韓弁護士協会の業務報告

大韓弁護士協会は司法改革の推進として法官(裁判官)の不適切な言動を抑止するために, 弁護士団体による法官評価を法官人事に反映する必要があるとして, 国会議員との協議を経て法院組織法改正案を発議させたこと, 前官礼遇(裁判官または検察官が弁護士開業し, 初めて担当する訴訟に有利な判決を下す特惠)による法曹不正の根絶を通じた司法信頼回復のために法曹各界の最高職公務員の弁護士登録制限をする弁護士法改正案も国会議員との協議で発議させたことを報告した⁴⁶⁾。

弁護人の援助を受ける権利の保障については, 刑事記録の閲覧・謄写権の保障及び弁護士の秘密維持権が必要とされ, 公訴提起前に捜査記録の閲覧・謄写権を認めるべきであるが, 現在は, 検事が刑事記録の閲覧・謄写権を法律的効力のない内部指針である検察保存事務規則を根拠に制限しているため, 実務上刑事記録の閲覧・謄写が困難であり, 被疑者・被告人の防御権行使が困難であると指摘した。また弁護人の援助を受ける権利を保

ㄴ場所を通知することで, 弁護人が被疑者訊問期日に出席し意見を陳述するか, これのために逮捕された被疑者を事前に接見し拘束令状請求書などの書類を閲覧する権利を保障しなければならない。しかし, 拘束令状請求書に弁護人の氏名が記載されなかったため逮捕された被疑者が自ら選任した弁護人の援助を受けられず, その弁護人も弁護活動を行う機会を剥奪されたまま被疑者訊問が行われると…(省略筆者)すなわち逮捕された被疑者が弁護人の援助を受ける権利または逮捕された被疑者を援助する弁護人の権利を侵害した違法である。このような被疑者訊問の結果行われた拘束は憲法第12条第3項で定める適法な手続を違反したものである。この過程で逮捕された被疑者に国選弁護人が選定され, 国選弁護人が被疑者訊問に参加したとしても, 上記のような被疑者訊問若しくはそれによる拘束が違法である結論に影響はない」(서울고법 2018. 11. 27. 2018ㄴ1617)として弁護人の援助を受ける権利や弁護人の弁護権を保障している。

46) 대한변호사협회「업무보고」24-27頁。

障するために、依頼人と弁護士間の信頼を基に依頼人の状況と情報を弁護士に知らせることが可能な環境が必要であり、依頼人が弁護士に嫌疑に関するすべての情報を共有するためには弁護人が所持している資料が捜査機関に提供されない前提が必要とされ、これらに関する明文規定が必要であるとされた⁴⁷⁾。

そして警察と検察の捜査権調整の問題は単なる検察権限の縮小ではなく、国民の人権保護のために肥大化する警察権力をどう統制するかを基本的前提に議論されるべきだとされ⁴⁸⁾、検察と同様に警察による人権侵害を懸念した。この懸念から、検事の捜査指揮権は国民の人権保護のための警察捜査に対する司法統制であって、検察の補完捜査の必要性があるとされ、警察捜査段階で身体拘束期間が10日も与えられる韓国では、国民の基本権侵害の可能性が高く、令状請求段階で厳格な司法的統制が必要であることから警察の人権侵害に対する懸念が強調された⁴⁹⁾。

カ) 小 括

以上は1回目の司法特委で行われた各機関の業務報告の内容の中で、被疑者の権利保障に関する内容を概観したものである。司法特委は当初2018年6月30日までを活動期間とされていたが、大韓弁護士協会の業務報告（3月23日）を最後にそれ以上行われることはなかった。実際には与党と野党の対立が激しかったため、会議の日程調整すら難しかった。第1回会議では与党・野党を問わず、司法改革の必要性に共感し短い期間のうちに結果を出す意思を示したが、第2回会議から日程調整、委員となる議員数の不満から退場する委員も現れ⁵⁰⁾、委員職の辞退を求め、議事進行に協力しない態度から委員間で意見調整がうまくいかなかったことが窺える⁵¹⁾。

47) 대한변호사협회・前掲注46, 32-36頁。

48) 국회사무처 「제358회국회 사법개혁특별위원회회의록 제6차」 3-5頁。

49) 대한변호사협회・前掲注46, 52-59頁。

50) 국회사무처 「제356회국회 사법개혁특별위원회회의록 제2호」 1-2頁。

51) 국회사무처・前掲注35, 2-7頁。

(2) 政府の「検・警捜査権調整合意文」

2018年6月21日に「検・警捜査権調整合意文」(以下、合意文とする)に法務部長官と行政安全部⁵²⁾長官が署名した。両長官の署名の前に国務総理による大国民談話文が発表され、民政首席秘書官による合意案の説明が行われた。国務総理は検察と警察の捜査権調整の問題は韓国の刑事司法制度の改善のための重要な課題として長い間議論されてきたものであり、検察と警察の関係をどのように設定し、各機関にどのような権限を与え、権限濫用をどのようにするかが主な論争であったとした。そこから政府は検察と警察の関係を捜査と公訴提起、公訴維持の円滑な遂行のための相互協力関係に設定した上で、警察が1次捜査でより多くの自律権を持ち、検察は司法統制の役割を充実する原則を立てたとした。そしてこのような合意文の趣旨が変質されず、立法を通じて制度化されることを望んだ⁵³⁾。以下は合意文の訳文である。

この合意案はムン・ジェイン大統領の大統領選挙公約と政府発足後に国政諮問委員会が導出した国政課題の方針を基準として法務部長官・行政安全部長官の協議により作られたものである。この合意文の実現は究極的に立法により可能なものである。国会の積極的な協力を願う。

1. 総則

- イ) 検事と司法警察官は捜査と公訴提起、公訴維持の円滑な遂行のために互いに協力しなければならない。
- ロ) 法務部長官は検察総長・警察庁長と協議し捜査に関する一般的準則を定めることができる。但し、この合意案の範囲を超える準則制定はできない。

2. 司法警察官の捜査権、検事の補完捜査及び懲戒要求権など

- イ) 司法警察官はすべての事件に対して「1次の捜査権」を持つ。
- ロ) 司法警察官が捜査する事件に関して検事の送致前捜査指揮は廃止する。

52) 国務会議の運営、法令・条約の公布など国家の行政事務所として他の中央行政機関の所管に属さない事務を行う行政機関である。

53) 청와대 민정수석실「보도자료 검·경 수사권 조정 합의문 서명식 개황」8-9頁。

- ハ) 検事は送致後公訴提起の要否決定と公訴維持または警察が申請した令状の請求に必要な場合、司法警察官に補完捜査を要求できる。司法警察官は正当な理由がない限り検事の補完捜査要求に従わなければならない。
- ニ) 司法警察官が正当な理由なしに検事の補完捜査要求に従わない場合、検察総長または各級検察庁検事長は警察庁長を含む懲戒権者に職務排除または懲戒を要求でき、懲戒に関する具体的処理は‘公務員懲戒令’（大統領令）などが定める手続に従う。
- ホ) ① 検事は警察捜査過程で法令違反、人権侵害、著しい捜査権濫用が疑われる事実の申告があったか、このような事実を認知した場合、警察に事件記録謄本送付と是正措置を要求できる。この場合、警察は正当な理由がない限り是正措置を行い、その結果を通報しなければならない。是正できない場合事件を検察に送致しなければならない。
- ② 司法警察官は被疑者調査時に①項で定めた事項を告知しなければならない。
- ③ 検事が警察捜査過程で法令違反、人権侵害、著しい捜査権濫用があったことを確認した場合、検事は二項の手続によって当該警察官の懲戒を要求できる。
- ヘ) 検事が正当な理由なしに令状を請求しない場合、警察は管轄の高等検察庁に設置された令状審議委員会（仮称）に異議を申し立てることができる。令状審議委員会は中立的の外部委員で構成するが、警察は審議過程で意見を開陳することができる。
- ト) ハ項にもかかわらず、検事または検察庁職員の犯罪に関して司法警察官が適法な手続と方式により押収・捜索・逮捕・拘束⁵⁴⁾令状を申請した場合、検察は検事に遅滞なく法院に令状を請求するよう関連制度を運営しなければならない。
3. 司法警察官の‘1次的捜査終結権’及び通知・告知義務、告訴人などの異議権など
- イ) 司法警察官は‘1次的捜査終結権’を持つ。
- ロ) ① 司法警察官は不起訴意見で事件を不送致する場合、不送致決定文、事件記録謄本と共にこれを管轄地方検察庁の検事に通知しなければならない。

54) 押収・捜索・検証に関する法規定は韓国の刑事訴訟法と日本の刑事訴訟法が類似している。韓国の場合、差押に対応する概念を押収と表示し、この押収と領置を含む上位概念としてまた押収という用語を使用している。従って、差押に対応する押収は狭義の押収で、これと領置を含む上位概念としての押収は広義の押収と呼ぶことになる。日本の刑事訴訟法の拘留に該当する概念は韓国の刑事訴訟法上拘束である。三井誠・酒巻匡（신동운訳）『일본형사수속법』(법문사, 2003) 54, 74頁。

- ② 検事が不送致決定を違法・不当だと判断する場合、検事は警察に不送致決定が違法・不当な理由(2. のホ①項の事由を含む)を明記した意見書を添付して再捜査を要請できる。
- ハ) ① 司法警察官は告訴人、告発人、被害者またはその法定代理人(被害者が死亡した場合にはその配偶者・直系親族・兄弟姉妹を含む、以下同様)に事件処理結果を遅滞なく通知しなければならない。
- ② 告訴人、告発人、被害者またはその法定代理人が司法警察官から不送致通知を受けた際にはその司法警察官が所属する警察官署の長に異議を申し立てることができる。
- ③ 異議を申し立てられた警察官署の長は遅滞なく管轄地方検察庁に捜査記録と共に事件を送致しなければならず、処理結果とその理由を申立人に通知しなければならない。
- 二) 警察は国家捜査本部(仮称)直属捜査審議委員会を設置し半期ごとにすべての不送致決定(検事が再捜査を要求した事件を含む)の適法・妥当要否を審議しなければならない。審議の結果、不送致決定が違法・不当であると判断する場合、警察は事件を再捜査しなければならない。

4. 検事の捜査権及び司法警察官との捜査競合時の解決基準

- イ) 検事の1次的直接捜査は必ず必要な分野に限定し、検察捜査力を一般送致事件捜査及び公訴維持に集中させる。
- ロ) ① 検事は警察、公捜処⁵⁵⁾ 検事及びその職員の不正事件、腐敗犯罪、経済・金融犯罪、公職者犯罪、選挙犯罪など特殊事件(具体的内容は別紙と同様)及びこれらの事件に関する認知事件(偽証・誣告など)に対しては警察と同様に直接的捜査権を持つ。
- ② ①項記載事件以外の事件に関して検察に受け付けられた告訴・告発・陳情事件は事件番号を与えて警察に移送する。
- ハ) 検事は送致された事件の公訴提起要否決定と公訴維持のために必要な場合、被疑者及び被疑者以外の者の出席を要求し調査するなどの捜査権を持つ。
- 二) 検事が直接捜査を行う分野で同一事件を検事と司法警察官が重複捜査する場合、検事は送致要求することができる。但し、警察が令状による強制処分に着手した場合令状記載犯罪事実に対しては続けて捜査することができる。

5. 自治警察制に関して

- イ) 捜査権調整は自治警察制と共に推進する。

55) 高位公職者犯罪捜査処。

- ロ) 大統領直属‘自治分権委員会’が中心となり現行済州自治警察制の枠を超える自治警察制実現のための計画を速やかに樹立し、警察は2019年内にソウル・世宗・済州などでモデル実施、大統領任期内に全国実施を目指して積極協力する。
 - ハ) 自治警察の事務・権限・人力及び組織などに関しては大統領所属自治分権委員会の決定に従うが、警察は次の各項に関する具体的履行計画を自治分権委員会に提出する。
 - ① 自治警察の政治的中立を確保するための広域市道に関する機構設置及び審議・議決機構である‘自治警察委員会’設置計画。
 - ② 非捜査分野（地域生活安全・女性青少年・警備・交通など）及び捜査分野の事務権限及び人力と組織の移管計画。
 - ニ) 捜査分野の移管時期、移管される捜査の種類と範囲は政府関連部署と協議して決定する。
 - ホ) 国家警察は自治警察制施行前であっても法令の範囲内で国家警察事務中一部を自治団体に移管する。
6. 捜査権調整と同時に警察が実践すべき点
- イ) 警察は捜査過程での人権擁護のための制度と方法を講じて施行する。
 - ロ) 警察は司法警察職務に従事しない警察が司法警察職務に介入・関与しないよう手続と人事制度を設けなければならない。
 - ハ) 警察は警察大学の全面的な改革方法を設け、施行しなければならない。
7. その他
- イ) 検察の令状請求権など憲法改正が必要な事案は今回の合意の対象から除外されたことを確認する。
 - ロ) この合意は公捜処に関する政府案に影響を与えない。
 - ハ) 法務部は検察・警察など捜査機関の意見を聴取し、内査手続に関する法規の制・改正案を2018年内に設ける。但し、次の各号の内容が含まれなければならない。
 - ① 内査が不当に長期化されないこと。
 - ② 内査が不当に終結されないこと。
 - ③ 内査着手及び過程で被内査者の人権が侵害されないこと。
 - ニ) 検察・警察はこの合意に関する立法が完了する前であっても法令が許容する範囲内でこの合意の趣旨を履行するよう努力する。

別紙		
特殊事件の範囲		
区分	領域	備考
腐敗 犯罪	賄賂, 斡旋収財, 背任受贈財, 政治資金, 国庫等損失, 収賄関連不正, 職権乱用, 犯罪収益隠匿等	
経済 犯罪	詐欺, 横領, 背任, 租税等 (企業・経済不正等)	
金融・ 証券 犯罪	詐欺的不正取引, 市勢調整, 未公開情報利用等 合併不正, 破産・回生不正等	
選挙 犯罪	公職選挙, 公共団体等委託選挙, 各種組合選挙等	
その他	軍事機密保護法 偽証, 証拠隠滅, 誣告等	防衛産業 不正関連 司法妨害 関連

(3) 2 回目の司法特委

2 回目の司法特委も 1 回目と同様に 2018 年 7 月 26 日に国会運営委員長の提案が可決されたことで構成された。活動期間は 2018 年 12 月 31 日までとされたが、第 1 回会議は司法特委構成議案が可決されて 98 日も過ぎてから行われた。第 1 回会議において活動期間が短いため、業務報告を大法院、法務部、検察庁、警察庁に絞ることになり、司法特委に検察・警察改革小委員会及び法院・法曹改革小委員会を設置することにした⁵⁶⁾。

ア) 業務報告

第 2 回会議では大法院 (法院行政処) 及び法務部の業務報告が行われ、第 3 回会議では検察庁及び警察庁の報告が行われた。その内容は 1 回目の

56) 국회사무처 「제364회국회 사법개혁특별위원회회의록 제 1 호」 4 頁。

司法特委で行われた業務報告とほとんど変わらない。

合意文が発表されたことによって、法務部からは、検察と警察の捜査権調整に関する意見を条文化し、提出する予定であることが追加された⁵⁷⁾。検察からは2018年7月から大検察に人権部を設置し、人権部には人権企画課、人権監督課、被害者人権課及び両性平等担当官を設置し、一貫性のある持続可能な人権政策を推進していることが追加された⁵⁸⁾。

警察からは、自己弁護ノートを全国に拡大すること、弁護人との接見時間を夜間にまで拡大したこと、令状審査官制度の導入後、警察が検察を通じて申請した令状の発布率が高まったことが追加で報告された⁵⁹⁾。合意文に対しては、合意文が検事の1次的捜査の範囲を広範囲に設定したことは現行の実務と異なることを指摘し、被疑者訊問調書に対する立場も前回と変わらなかった。ただ、被疑者訊問調書に関する立場の根拠として、必要のない二重捜査で年間500～1,500億ウォンの費用を要していることが掲げられた⁶⁰⁾。

イ) 検・警捜査権調整に関する公聴会（第4回司法特委会議）

第3回会議においては、検察及び警察改革、法院改革の主な課題である捜査権調整と司法行政組織改編に関する合理的な改革方法を設けるために各界の専門家及び利害関係者の意見を聴取することになった⁶¹⁾。この公聴会は2名の弁護士と4名の教授が陳述人として参加し、各々の陳述人の発言の後、委員による質疑応答の流れで行われた。

57) 법무부「업무현황」28頁。

58) 具体的には、人権監督課に人権捜査諮問官として5名の検事を配置し、被疑者の立場から重要捜査の証拠管理、法理検討及び人権侵害の有無を検討させる。さらに人権監督官を12ヶ所の地検に拡大配置した。법무부・前掲注57, 45頁。

59) 국회사무처「제364회국회 사법개혁특별위원회회의록 제3호」40-45頁。

60) 경찰청「업무현황」26頁。

61) 사법개혁특별위원회「사법개혁특위 공청회 계획서」, 司法行政組織改編は法院組織法改正であるため省略。

まず、ペク・ウォンギ教授はフランスの刑事訴訟法における検察及び司法警察制度の事例を紹介しながら韓国における捜査権調整の方向性を示した⁶²⁾。ペク教授は起訴権と捜査権についても言及していたが⁶³⁾、被疑者訊問調書や公判中心主義については言及しなかった。

ソ・ボハク教授は、韓国の捜査構造が検察に捜査権、捜査指揮権、起訴権、令状請求権のすべてを独占させている構造であるため、検察が絶対権力機関に変質し、権力濫用の末に国民の基本権が侵害されてきたと指摘した⁶⁴⁾。ソ教授は合意文の趣旨には賛同するが、検察改革としては不十分であり⁶⁵⁾、法務部と検察庁の検事による警察捜査に対する司法統制を強く批判した⁶⁶⁾。具体的には、検事の捜査指揮権が廃止された場合の警察の捜査権濫用の恐れに対しては、令状主義、起訴権、事件関係人の異議申立てなどで警察捜査の統制ができること、今まで検察の指揮が検察権濫用の道具として使われたこと、捜査の協力関係になることで、警察捜査の責任及び専門性が向上され、検察官の起訴に客観性と公正性が高まることを指摘した。また、警察の権力拡大による人権侵害の恐れに対しては、警察自らが警察捜査改革を推進していること、全警察官数のうち捜査を担当する警察の数は17.7%の割合であるため、わずか1.7割の数では、警察が巨大な権力を持つことにはならないこと、国家警察の権力を分散させる効果を持つ自治警察制の導入が推進されていることを主張した。他に捜査過程での人権保護のための検事の捜査指揮権認定や検察の準司法機関説に対して、警察の捜査権濫用に対する統制は検事の捜査指揮ではなく、多様な制度補完が必要であり、司法機関の属性を有するためには、①行政からの独立性、②上級者からの自律性、③事件関係者からの中立性が保障されなければならないが、検察はどれも該当せず、客観的な第三者と見なすことができ

62) 사법개혁특별위원회「검·경 수사권 조정에 관한 공청회」8頁。

63) 국회사무처「제364회국회 사법개혁특별위원회회의록 제4호」3頁。

64) 국회사무처・前掲注63, 3頁。

65) 국회사무처・前掲注63, 4頁。

66) 사법개혁특별위원회・前掲注62, 24-30頁。

ないと批判した。

ソ教授は、合意文では、検事作成の被疑者訊問調書の証拠能力問題も公判中心主義を阻害していることや、検事の捜査段階における権利侵害の最も大きい原因である被疑者訊問調書の証拠能力認定要件の差について全く触れていないことを指摘し、検事作成の被疑者訊問調書も司法警察作成の被疑者訊問調書と同様の要件にすべきであるとした⁶⁷⁾。

ユ・ジェウォン弁護士は合意文には被疑者訊問調書に関する内容は盛り込まれなかったが、自白偏重の捜査は止揚すべきであり、刑事訴訟法も憲法も検事及び警察に人権擁護のために慎重に捜査することを義務付けており、司法統制が維持されるべきだとして検事のみが人権監督と司法統制の役割であると主張してはならないと指摘した⁶⁸⁾。

イム・スビン弁護士は主に捜査権調整の問題を指摘したのみで、被疑者訊問に関する発言はしなかった。

ジョン・ウンソク教授は他の陳述人と異なって、韓国の検察が真に巨大な権力を持っているのか疑問であるとして、捜査権そのものが恐ろしいものであり、捜査権をどう統制するかという点に捜査権調整の焦点を当てるべきとした⁶⁹⁾。ジョン教授の主張は検察の捜査指揮権が廃止され、警察に捜査権が与えられるとしても、警察に対する司法統制が人権保障の観点からは欠かせないというものと思われる。

最後にジョン・ハンジュン教授は、捜査権調整の改革が、前官礼遇と言った権力を多く持っていれば持っているほど退職後に多く儲かる構造が原因で困難となっているから、このような構造も改革しなければ人権などのための改革ではなく、経済的権利を移転する改革に過ぎないと指摘した⁷⁰⁾。

67) 국회사무처·前掲注63, 4-5頁。

68) 국회사무처·前掲注63, 6頁。

69) 국회사무처·前掲注63, 8頁。

70) 국회사무처·前掲注63, 10頁。

そして検察の直接捜査は、検事に有罪判決の獲得のために自白強要などの人権侵害をもたらす危険性があり、さらには国民の人権を侵害する可能性が高い警察の捜査権を統制して国民の人権を保護する人権擁護機関としての役割に符合していないとし、究極的には例外的な事件のみを検事が捜査する改革が必要となり、検事の直接捜査の縮小と共に警察に対する司法統制を許可する方向が望ましいとされた⁷¹⁾。

その後行われた委員による質疑応答では、主に検察組織の権力構成や合意文の内容に関する議論が行われる一方で、被疑者訊問に関する議論は見当たらなかった。

ウ) 改正法律案の検討

第6回会議になって、司法特委は20代国会に提出されていた司法改革に関する22個の法律案を検討の対象にした。22個の法律案のうち刑事訴訟法一部改正法律案が9案あり、刑事訴訟法改正内容に伴う検察庁法一部改正法律案が3案あって、これらの法律案が捜査権調整として一括して検討された⁷²⁾。これら以外は公捜処法や法院組織法一部改正案などであり、検討は省略する。

しかし会議が始まって間もなく、今回の会議に政府案が提出されていないことが指摘され、政府案が提出されるのを待たないといけないという主張と政府案の提出がなくても議論は進められるという主張が対立した⁷³⁾。この対立は議事録の半分くらいを占めていたが、要するに野党側は政府案の提出は必ず必要であるという立場で、与党側は政府の立場を代弁する法律案が提出されているため問題にはならないという立場であった。法務部長官はバク・ヘリョン委員が代表発議した検察庁法一部改正法律案及び刑事訴訟法一部改正法律案を、政府の立場を条文化したものとして議員立法

71) 국회사무처·前掲注63, 11-12頁。

72) 국회사무처「제364회국회 사법개혁특별위원회회의록 제6호」14頁。

73) 국회사무처·前掲注72, 6-7頁。

の形で提出するとしていたことを明らかにした⁷⁴⁾。つまりペク・ヘリョン委員の改正案が合意文の内容を反映した政府案である。

3つの検察庁法一部改正法律案はそれぞれ刑事訴訟法一部改正法律案と関連するもので、関連する刑事訴訟法一部改正法律案の内容に符合するように検事の捜査に関する規定を改正したり⁷⁵⁾、検事の直接捜査範囲を規定したり⁷⁶⁾、検事の捜査指揮権を廃止する内容である⁷⁷⁾。そのため具体的な内容は省略し、以下において刑事訴訟法一部改正法律案を概観することにした。

まず刑事訴訟法一部改正法律案は、①ピョ・チャンウォン、②クム・テソプ、③イ・ドンソプ、④パク・ボンゲ、⑤オ・シンファン、⑥キム・ソッキ、⑦シム・サンジョン、⑧ペク・ヘリョン、⑨パク・ジウォン議員が代表発議したものである。

司法特委の主席専門委員によるこれらの刑事訴訟法改正案の検討報告によるとその内容は、○検事の直接捜査、○検事の捜査指揮、○検事の捜査指揮権廃止、○警察の捜査終結権、○被疑者訊問調書の証拠能力に関する改正内容が含まれている。この検討報告を参考に、被疑者訊問調書の証拠能力に関する改正内容を整理すると以下の表で示すことができる。①から⑨までの議員案では韓国法312条4項から6項は現行制度を維持しており、被疑者供述調書と直接関係しないため省略する。

74) 국회사무처・前掲注72, 16-18頁, 27頁。

75) 의안번호 제5015호 표창원의원 대표발의 검찰청법 일부개정법률안 (議案番号第5015号 피요・찬원委員代表發議 檢察庁法一部改正法律案) 1頁。

76) 의안번호 제16500호 백혜련의원 대표발의 검찰청법 일부개정법률안 (議案番号第16500号 베크・헤리원委員代表發議 檢察庁法一部改正法律案) 1-2頁。

77) 의안번호 제16542호 박지원의원 대표발의 검찰청법 일부개정법률안 (議案番号第16542号 바크・지원委員代表發議 檢察庁法一部改正法律案) 1-2頁。

＜被疑者訊問調書の証拠能力に関する改正案＞

312条（検事又は司法警察官の調書等）	1項	2項	3項
現行	<p>検事が被告人となった被疑者の陳述を記載した調書は適法な手続と方式により作成されたもので被告人が陳述した内容と同一に記載されたことが公判準備又は公判期日で被告人の陳述により認定され、その調書に記載された陳述が特に信憑できる状態下で行われたことが証明された場合に証拠とすることができる。</p>	<p>第1項にもかかわらず被告人がその調書の成立の真正を否認する場合にはその調書に記載された陳述が被告人が陳述した内容と同一に記載されていることが映像録画物又はその他の客観的な方法により証明され、その調書に記載された陳述が特に信憑できる状態下で行われたことが証明される場合に限り証拠とすることができる。</p>	<p>検事以外の捜査機関が作成した被疑者訊問調書は適法な手続と方式により作成されたもので公判準備又は公判期日にその被疑者であった被告人又は弁護人がその内容を認定する場合に限り証拠とすることができる。</p>
⑧案	現行制度の維持		
①, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦案	＜削除＞		<p>被疑者訊問調書は適法な手続と方式により作成されたもので公判準備又は公判期日にその被疑者であった被告人又は弁護人がその内容を認定する場合に限り証拠とすることができる。</p>
⑨案	＜削除＞		<p>検事又は司法警察官が作成した被疑者訊問調書は適法な手続と方式により作成されたもので公判準備又は公判期日にその陳述者又は弁護人がその内容を認定する場合に限り証拠とすることができる。</p>

なお、②は被疑者訊問調書の証拠能力に関する規定を改正していないが、同議員が提案した別の改正案に捜査機関が作成した被疑者訊問調書の証拠能力認定要件を内容認定に統一している⁷⁸⁾。

政府案とされた⑧以外の改正案は検事作成の被疑者訊問調書に対しても司法警察官作成と同様に適法な手続と方式により作成されたもので、公判準備または公判期日にその被疑者であった被告人または弁護人がその内容を認定する場合に限り証拠とすることができるようにした。⑧は、合意文に被疑者訊問調書の証拠能力に関する内容が含まれていないため、現行制度を維持すると考えられる⁷⁹⁾。

主席専門員の検討報告書では、これらの改正案は検事の捜査権を制限しつつ捜査機関が作成した被疑者訊問調書の証拠能力認定要件を内容認定に一元化するものであり、実質的な公判中心主義の実現に寄与し、被告人の防御権をより保障する趣旨として理解されるとされた⁸⁰⁾。

被疑者訊問調書に対して法務部は、司法警察官が作成した被疑者訊問調書に厳格な要件を定めたのは人権保護のための立法政策的考慮の結果もたらされたものであり、公判中心主義は公判廷外で収集されたすべての証拠の証拠能力を排除するものではないため、証拠能力認定要件の差は公判中心主義とは無関係で、韓国で被疑者訊問調書が広範囲に活用される原因は他の国とは異なって映像録画物を実質証拠として使用できず、調査者の証言も限られているためであることも考慮する必要があるという立場を取った⁸¹⁾。

委員からは、法改正の内容において最も重要なのは韓国法312条の改正であり、検察の強い権力は調書の証拠能力から生み出されるものとされ

78) 사법개혁특별위원회 「제364회국회 제6차 사법개혁특별위원회 형사소송법 일부개정법률안 검토보고」 <검·경 수사권 조정 관련 8 건> 67頁。

79) 사법개혁특별위원회 · 前掲注78, 67頁, 사법개혁특별위원회 「제364회국회 제6차 사법개혁특별위원회 형사소송법 일부개정법률안 검토보고」 <검·경 수사권 조정> 43頁。

80) 사법개혁특별위원회 · 前掲注78, 69-70頁。

81) 사법개혁특별위원회 · 前掲注78, 70頁。

た。なぜなら、員面調書がほぼ証拠とされないことに対して、検面調書は容易に証拠になり得るからである。そして、特に問題となるのは韓国の法院が韓国法312条に対する改正の意志がないことであるとされ、改正されると法院の業務が増加するという従来の法院の立場を批判した⁸²⁾。

第7回会議では司法特委に検察・警察改革小委員会及び法院・法曹改革小委員会を構成することから始まり、検察・警察改革小委員会は9名の委員で構成された。

韓国法312条に関しては、この規定が改正されない限り、公判中心主義は形式的なものに過ぎなくなり、警察の捜査後に検察の捜査が行われる二重捜査を改善できないという指摘に対して、その補完策として被疑者訊問の内容の録音・録画を義務化することが取り上げられた。法務部長官はこの対策について、被疑者訊問調書の証拠能力に関しては法院との協議が必要であり、映像録画も完全に信頼できないため、映像録画が調書の代替手段にはなり得ず、現行制度では公判中心主義の実現は限界がある。今まで問題とされてきた検事の被疑者訊問調書の改正方法としては司法警察の調書と同様な証拠能力認定要件が妥当であるとした⁸³⁾。

法院行政処長は、公判中心主義への移行、韓国法312条の改正について基本的には立法政策の問題だと捉え、改正を行うとすれば現在議論されている方向性が望ましく、法院も公判中心主義の実現のために努力していることから、改正による業務負担は大きくないとした⁸⁴⁾。

第6回会議で法務部は韓国法312条改正に消極的な立場であり、映像録画物の実質証拠化が必要であるようにも見える。しかし、第7回会議では映像録画物の調書化に反対し、司法特委に上程されている改正案の方向性を肯定している。合意文にも政府案にも韓国法312条に関する内容は含まれていないことから、法務部としては捜査権調整の範疇に被疑者訊問調書

82) 국회사무처·前掲注72, 35-36頁。

83) 국회사무처「제364회국회 사법개혁특별위원회회의록 제7차」9頁。

84) 국회사무처·前掲注83, 10頁。

は含まれないと把握していたことが明らかであるが、なぜ第7回会議で上記のような立場に転じたのかは明らかにされていない。

その後、刑事訴訟法改正に関する議論は以下の検察・警察改革小委員会で議論されることになった。全7回にわたる検察・警察改革小委員会の間に司法特委は1回のみが行われたが、主に刑事訴訟法改正と直接関係のない警察大学の廃止や大法院長の自動車に火炎瓶が投げられた事件とある企業の役員が酷い暴行を受けた事件に対する検察と警察の捜査態度について議論が行われたものである。詳細は後述するが、17回開催された司法特委会議で、活発に議論が行われたのは事実上、第7回会議が最後であった。

エ) 第1回検察・警察改革小委員会会議

第1回検察・警察改革小委員会（以下、小委員会とする）会議では、司法特委に上程された改正案において、捜査権調整に関する共通的な考えを前提として大きく4つの項目に分けた。それは検事の直接捜査に関する事項、捜査指揮に関する事項、捜査終結権に関する事項、被疑者訊問調査の証拠能力に関する事項である。これらの他に令状実質審査（日本の勾留質問）及び逮捕・拘束適否審査⁸⁵⁾過程における司法警察官の意見陳述などが政府案に含まれており、直接捜査と捜査指揮に関して司法警察官の範囲を再設定する内容が規定されている⁸⁶⁾。

被疑者訊問調査の証拠能力は時間の関係上短い議論が行われた。委員から法院行政処に法院側も公判中心主義を実現するために被疑者訊問調査の

85) 逮捕または拘束された被疑者に対して法院が逮捕または拘束の適法性及び必要性を審査することで、不適法・不当な場合には被疑者を釈放する制度である。捜査段階で逮捕または拘束された被疑者を釈放するための制度であるため法院が拘束された被告人の釈放を決定する保釈と区別され、法院の決定により被疑者を釈放する制度であるため検事が被疑者を釈放する逮捕または拘束の取消しと区別される。이재상·조근석·前掲注6, 283頁。

86) 국회사무처 「제364회국회 사법개혁특별위원회회의록 (검찰·경찰개혁소위원회) 제1호」 3頁。

証拠能力を制限しないといけなのではないかという質問が出され、法院も長期的には調書の証拠能力を制限することに同意し、被告人の陳述が法廷で最も価値の高いという前提で、記録による裁判は避けるべきだとした⁸⁷⁾。委員からは、検察、警察を問わず調書作成に慎重になりつつあり、映像録画件数も増えているが、このような努力の結果が法廷で全く認められないことは問題であり、映像録画物に証拠能力を与える議論も必要とされた⁸⁸⁾。

第2回小委員会が行われる前に、第8回司法特委会議が行われ、新たに警察庁法、司法警察官吏の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律、刑事訴訟法など一部改正法律案が上程された。今回上程された刑事訴訟法一部改正法律案はグアク・サンド議員が発議したもので、同議員が発議した捜査庁法案の議決を前提に検事及び司法警察官の捜査権を廃止し、検事の捜査指揮権を制限する内容である⁸⁹⁾。この捜査庁法によると、検事に公訴提起及び公訴維持、令状請求・執行に関する権限のみを認め、検察と警察の捜査権を、捜査を専門的に専担する別途の機関である捜査庁の設立を通じて捜査庁公務員である捜査官吏が捜査を遂行することになる。したがって、警察には行政活動のみが認められることになる。但し、この捜査庁法の方向性や具体的な内容について議論されることはなかった。

今回の会議では主に刑事訴訟法改正とは関係性の低い警察大学や大法院長の自動車に火炎瓶が投げられた事件とある企業の役員が酷い暴行を受けた事件に対する検察と警察の捜査態度が各機関に追及、議論された。

ただ、オ・シンファン委員は法務部長官になぜ合意文に被疑者訊問調書に関する内容が含まれていないか、検察が被疑者を直接捜査しようとするのは検事作成の被疑者訊問調書が容易に証拠として認められるためであるか質問し、二重捜査の問題はムン・ジェイン大統領も言及した事項であ

87) 국회사무처·前掲注86, 23頁。

88) 국회사무처·前掲注86, 23-24頁。

89) 국회사무처「제364회국회 사법개혁특별위원회회의록 제8차」4頁。

り、検察が被疑者訊問調書に執着することは国民が被害を受けることになり、被疑者訊問調書は検察改革のアジェンダにもかかわらず合意文には排除されていることを批判した⁹⁰⁾。法務部長官はこれに対して、被疑者訊問調書は論争の多い分野であるため、合意文には含まれていないが、公判中心主義の実現には調書の証拠能力は弱化するのが妥当であり、検察の直接捜査は被疑者訊問調書が理由となる側面もあるとした。

オ) 第2回小委員会会議

委員の質疑応答のために法務部次官、大検察庁次官、警察庁次官が出席している中、韓国の二重捜査は韓国法312条の規定によって生じる問題であるが、合意文は調書の証拠能力に触れておらず、検察も警察の訊問調書を信用せずに、検事が確実に証拠能力を確保するために諸訊問をする問題を解決しなければならないと指摘され、過去において検察が行った被疑者訊問の録音・録画を義務化する主張が、記録内容の捏造など検察による悪用の懸念から受け入れられなかったが⁹¹⁾、現在においてこの主張は二重捜査の抑止にどう影響すると思うのかということについて法務部次官に対して質問された⁹²⁾。

法務部次官は捜査そのものが人権侵害を伴うものであり、二重捜査をも惹起するが、より重要なのは起訴されて法廷に立つことであるため、国民の負担を考慮して起訴権は検察が持ち、国民の人権保護の観点から慎重に起訴することで国民の人権を保護することが大前提とならなければならないとした⁹³⁾。したがって、被疑者訊問調書の証拠能力認定要件を強化するか、映像録画を義務付けるか、弁護人の同席を義務付けることは良いが、検事作成の被疑者訊問調書を使用できなくすることは望ましくないとされ

90) 국회사무처·前掲注89, 10頁。

91) 韓国の2007年の刑事訴訟法改正の議論過程は、延秀斌·前掲注18, 231-248頁を参照。

92) 국회사무처「제364회국회 사법개혁특별위원회회의록 (검찰·경찰개혁소위원회) 제2호」29-30頁。

93) 국회사무처·前掲注92, 30頁。

た。また警察の訊問も弁護人立会いの実質化に向けて向上している現状から、警察の被疑者訊問調書も公判廷に現出できることが望ましく、公判中心主義についても公判中心主義がすべての証拠がそのまま公判廷に出されなければならないというのではなく、多くの証拠を公判廷に現出させ、法官の自由な判断で合理的に判断すべきだとした⁹⁴⁾。

最後に録音・録画は科学的な捜査方法であり、映像録画物を実質証拠として使用できるように求め、そうでなければ警察の調書を実質的に証拠とすることができるような要件を設けることも求め、必要であれば検察の場合も録音・録画が行われた際に作成された調書のみを証拠とすることを認めるなど、捜査段階の被疑者の陳述を証拠とすることができる活用法を求めた⁹⁵⁾。

その後、大検察庁次官による補足説明で、映像録画物の実質証拠化は2007年に導入された調査者証言制度が全く活用されていないことも含めて検討されるべく、捜査段階で真実に符合する証言、陳述を法廷で使えなくなることは望ましくないため、虚偽陳述罪、司法妨害罪の導入、その他に答弁取引制度、証人保護制度が必要となるため総合的な証拠法関連制度が議論されるべきで、調書の証拠能力のみの改正ではすべての真実を明らかにすることはできないとした。そして交通事故または飲酒運転などは警察の捜査に基づいて起訴か不起訴を決めるが、追加で捜査する場合は、加害者、被害者からもう一度捜査して欲しいという要望で捜査しており、警察の捜査記録だけで判断すると不当な起訴になりがちであるとした⁹⁶⁾。

韓国で映像録画物が実質証拠として使用できなくされた理由の1つは、映像録画物を実質証拠として認める場合に映像録画物のすべてを視聴しなければならず、すべてを視聴すると裁判は実質的に進行できないと指摘がなされたが、法務部次官も大検察庁次官も争いになった陳述を特定し、該

94) 국회사무처·前掲注92, 30-31頁。

95) 국회사무처·前掲注92, 31頁。

96) 국회사무처·前掲注92, 31-32頁。

当される部分を視聴する方法もあるとした⁹⁷⁾。

カ) 第3回小委員会会議

被疑者訊問調書に関して、法務部は原則的に現行制度を維持し、被疑者訊問調書の証拠能力をより厳格な要件の下で認める方法に賛成した。法務部は厳格な要件について検察の場合には映像録画物の実質証拠化する方法を、警察の場合には弁護人の参与など手続的な要件を設け、供述調書の証拠能力を認めること想定していた。その理由は法廷で法官が事実関係を認定する際に活用できる資料であり、教育と訓練を受けた今の検察、警察が作成した捜査結果物である調書を被疑者が内容を否認するといった理由だけで証拠能力を否認することは、法廷で捜査と裁判が同時に行われる結果になりかねないからである⁹⁸⁾。

検察も公判中心主義がすべての事実関係を公判廷でのみ認めるという意味ではなく、現行制度を変更するのであれば、総合的に、真実発見と人権保障を補完できる制度が必要であり、前回は主張したように司法妨害罪、虚偽陳述罪、答弁取引制度も議論されるべきとした。さらに実質的に陳述による証拠確保より科学捜査、物的証拠中心に捜査するなら今の司法警察官、検事、検察捜査官（日本の検察事務官に該当する）の数をより増やす必要があるため、このことも相互的に判断すべきとした。さらに検察は被疑者訊問調書の証拠能力は公判を前提にするものであり、公判を前提とすることは起訴されることを前提とすることで、検事が起訴する前に当事者、被疑者と対面し確認することが被疑者取調べとなるため、必ず必要な手続であるとした⁹⁹⁾。

警察は、今回の捜査権調整の根本的な趣旨が捜査の民主化及び人権保障

97) 국회사무처·前掲注92, 32頁。

98) 국회사무처「제365회국회 사법개혁특별위원회회의록 (검찰·경찰개혁소위원회) 제3호」27頁。

99) 국회사무처·前掲注98, 28頁。

にあるのであれば、ある手続的な側面において別の効力が発生する部分は注意すべきだとして、捜査主体を問わず同一の規定が設けられるべきであるとした。特に直接捜査の対象犯罪が分かされると、検察で調査を受けたから被疑者訊問調書の証拠能力を認められ、警察で調査を受けたから認められないことになり、調査が形骸化されるから、法適用の公平性から直接捜査権と一緒に議論される以上、証拠能力も改善されるのが捜査権調整の趣旨に合致するという立場を取った¹⁰⁰⁾。

委員からは、ムン・ジェイン大統領も指摘したように、捜査は1回だけ受けるということが暗黙的になっているが、警察で1次捜査を受け、検事が起訴のために被疑者を訊問することになると、今の実務と変わらないという指摘がなされ、法務部はムン・ジェイン大統領の指摘は警察の1次捜査終結による不起訴事件を前提としたものと捉え、捜査を受けることより起訴される方がより大きな人権侵害であり、起訴の過程で法律的専門家である検事が確認することは当然必要で、検事が作成した被疑者訊問調書が高い評価を受けることも当然なものであり、但し、警察に1次捜査を相当程度任せ、検察が一定程度の1次捜査をすることを前提とすれば、厳格な要件(映像録画の義務化や弁護士立会いなど手続の厳格化)で警察の被疑者訊問調書も証拠能力を認められるべきとした¹⁰¹⁾。

この発言に対して、警察官出身の委員から、なぜ捜査機関が被疑者訊問調書に執着するのか依然として疑問であり、重大事件は調書の検討が6時間、7時間にも及び、深夜11時に検察調査が終わることも調書に執着していることを端的に現すとされ、さらに捜査機関が調書の証拠能力が認められると判断した際には、調書内に覆すことができない内容を入れようとしていると指摘した。そして、このような捜査機関または捜査官の意図は結局、強圧捜査ないし無理な捜査となり、人権侵害に及ぶ恐れが最も高いとされた。また、調書の記録過程で陳述内容が省略されることも問題とされ

100) 국회사무처·前掲注98, 28頁。

101) 국회사무처·前掲注98, 28-29頁。

た。そして検察の主張する虚偽陳述の処罰や答弁取引が可能になるためには、録音・録画を義務化し、弁護人参与を認め、被告人が法廷で捜査過程とは異なる陳述をした際には映像録画物とその陳述の対照を通じて被告人に不利益を受けうるようにすることが必要であるとした。しかし調書の証拠能力が認められると捜査機関は自白調書の獲得に執着するため、調書の証拠能力が認められないことが前提となるとされた¹⁰²⁾。

別の委員からは韓国ではすべての刑事事件の3割が告訴事件であって、被疑者訊問調書の作成なしには捜査が不可能であるという指摘もあり、これを考慮しつつ、法院の立場も聴取する必要があるが、法院側は出席しなかったため、映像録画物の特定部分に証拠能力を与えるか、弾劾証拠として利用する方法に関する法院の立場を書面で提出することを求めた¹⁰³⁾。

キ) 第4回小委員会会議

会議は小委員会の議論結果を参考にした刑事訴訟法及び検察庁法改正案についての主席専門委員の説明から始まった。配布資料は残されていないが、配布された2つの資料は政府案と小委員会案とされたものである。この小委員会案は第4回会議が開催される前に行われた懇談会で合意されたものであり、野党委員から、議事録も残されておらず、事前の通知も十分な時間的余裕がなかったと批判された¹⁰⁴⁾。結局、小委員会案は懇談会案と訂正されたが、野党委員からは納得されなかったため議論はなかなか進まず、会議は終わった。2018年末までされた司法特委は2018年12月27日に開催された国会本会議において2019年6月30日までに活動期間が延長された。

102) 국회사무처·前掲注98, 29頁。

103) 국회사무처·前掲注98, 30頁。

104) 국회사무처「제365회국회 사법개혁특별위원회회의록 (검찰·경찰개혁소위원회) 제4호」3-4頁。

ク) 第5回小委員会会議

主席専門委員が資料に基づいた懇談会案の説明を行った。資料が残されていないが、議事録の内容からすると、懇談会案は政府案に基づいて作られ、文言の統一などの修正が加えられたものである。

法務部は検事の被疑者訊問調書が容易に証拠能力を認められる理由は、検察が調査した内容は起訴を前提としたものが多く、起訴のために厳格に捜査することや検事は法官に準じる資質、経験を有していることが掲げられた。これに対して、委員から検察・警察といった捜査主体が重要ではなく、当事者が調書の内容を認めることが最も重要であるとされた¹⁰⁵⁾。

今回の会議でも与党・野党委員の対立は激しく、野党委員は各機関に合意文と政府案の違いに納得できるかという質問を繰り返し、与党委員は野党委員に政党の立場を提出するよう促し¹⁰⁶⁾、なかなか進まなかった。

ケ) 第7回小委員会会議

第6回会議では高位公職者犯罪捜査処の設置に関する議論が行われ、第5回会議の2ヶ月後に開かれた第7回会議で刑事訴訟法一部改正法律案に関する議論が行われた。しかし、会議開始後すぐ、野党委員から懇談会案には未だに同意できないことや野党代表が変わったため、会議日の2日後に野党で内部的な意見調整があるとして会議は終わった。今回の会議を最後に小委員会会議が行われることはなかった。

同月に行われた第9回司法特委会議も刑事訴訟法改正に関しては書面による報告のみが行われ、委員間の議論は行われなかった。

(4) その後の流れ

刑事訴訟法改正に関する捜査権調整の議論が3月5日を最後に行われな

105) 国会사무처 「제365회국회 사법개혁특별위원회회의록 (검찰·경찰개혁소위원회) 제5호」 20-21頁。

106) 国会사무처・前掲注105, 20-23頁。

いまま事態は急変した。4月22日に共に民主党, 正しい未来党, 民主平和党, 正義党が高位公職者犯罪捜査処の設置と検察・警察の捜査権調整案に関する法案をファストトラック（迅速処理案件）に指定することに合意し, 4月25日まで指定することを明らかにしたのである¹⁰⁷⁾。これに対して野党第一党である自由韓国党は強く反発した¹⁰⁸⁾。4政党の合意文では, 検察・警察の捜査権調整は上記の司法特委の4党委員の合意事項を基礎として法案を設け, 被疑者訊問調書に関しては証拠能力を制限する方向で改正を進めるが法院の意見を収斂する過程を経て補完策を設けるとなっている¹⁰⁹⁾。

4月29日の第11回司法特委会議に迅速処理案件指定同意の件が上程され可決された¹¹⁰⁾。同会議において, 検察と警察の捜査権調整はすべての与・野党の公約であったこと, 2018年6月21日に法務部長官及び行政安全部長官が合意文を出したことで, 7回にわたる小委員会が行われたが結局, 合意に至らなかったことに加え, 6月末までの司法特委の活動期間内に何の結果も出せない状況に陥ることを懸念し4月22日に迅速処理案件指定を合意したと説明された。また刑事訴訟法一部改正法律案及び検察庁法一部改正法律案は政府の合意文の趣旨を反映することで検察と警察に国民の安全と人権保障のために協力し, 捜査権が民主的で効率的に行使できるようにすることで国民の信頼を回復するものであると説明された¹¹¹⁾。

そして6月28日に行われた国会本会議において, 司法特委の活動期間を

107) 「민주·야 3 당, 선거제·공수처·검경수사권조정 패스트트랙 지정 합의」『MBC뉴스』 <アクセス日: 2020年6月28日: https://imnews.imbc.com/news/2019/politics/article/5259842_29092.html>。

108) 「여야 4 당 패스트트랙 합의…한국당 “철저히 저지할것”」『시사저널』 <アクセス日: 2020年6月28日: <http://www.sisajournal.com/news/articleView.html?idxno=184388>>。

109) 「[[전문] 여야 4 당, 선거제·공수처법 ‘패스트트랙’ 합의문」『경향신문』 <アクセス日: 2020年6月28日: http://news.khan.co.kr/kh_news/khan_art_view.html?art_id=201904221550001>。

110) 국회사무처 「제368회국회 사법개혁특별위원회회의록 제11호」 1-16頁。

111) 국회사무처・前掲注110, 2頁。

同年8月31日までに延長することが可決され、同日に行われた第15回司法特委会議には新たに国会に提出された3つの刑事訴訟法一部改正法律案を全体会議に上程することが決まった。以下は司法特委主席専門委員の検討報告の内容のうち被疑者訊問調書に関する部分である¹¹²⁾。この3つの議員案は検事が作成した被疑者訊問調書に対しても司法警察官が作成した被疑者訊問調書と同じく被告人または弁護人が内容認定をした場合に限り証拠とすることができるとするものである。チェ・イベ議員案には付則で「この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。但し、第312条第1項及び第2項は公布後4年以内に施行するが、その期間内に大統領令が定める時点から施行する。」としている¹¹³⁾。急激な実務上の変化を避けるためのものである¹¹⁴⁾。

<被疑者訊問調書の証拠能力>

312条(検事又は司法警察官の調書等)	1項	2項	3項
現行	検事が被告人となった被疑者の陳述を記載した調書は適法な手続と方式により作成されたもので被告人が陳述した内容と同一に記載されたことが公判準備又は公判期日で被告人の陳述により認定され、その調書に記載された陳述が特に信憑できる状態で行われたことが証明された場合に証拠とすることができる	第1項にもかかわらず被告人がその調書の成立の真正を否認する場合にはその調書に記載された陳述が被告人が陳述した内容と同一に記載されていることが映像録画物又はその他の客観的な方法により証明され、その調書に記載された陳述が特に信憑できる状態で行われたことが証明される場合に限り証拠とす	検事以外の捜査機関が作成した被疑者訊問調書は適法な手続と方式により作成されたもので公判準備又は公判期日にその被疑者であった被告人又は弁護人がその内容を認定する場合に限り証拠とすることができる。

112) 사법개혁특별위원회 「제369회국회 제15차 사법개혁특별위원회 형사소송법 일부개정법률안 검토보고」 <검·경 수사권 조정 등>43-46頁。

113) 의안번호 제20030호 채이배의원 대표발의 형사소송법 일부개정법률안 (議案番号第20030号 チェ・イベ議員代表發議 刑事訴訟法一部改正法律案) 11頁。

114) 신동운 『간추린 신형사소송법 [제12판]』 (법문사, 2020) 25頁。

韓国における2020年刑事訴訟法改正（延）

	る。	ることができる。	
クオン・ソンドン議員案	検事又は司法警察官が被告人となった被疑者の陳述を記載した調書は適法な手続と方式により作成されたもので公判準備または公判期日にその被疑者であった被告人又は弁護人がその内容を認定する場合に限り証拠とすることができる。	検事又は司法警察官が被告人となった被疑者の陳述を記録した映像録画物は適法な手続と方式により作成されたもので公判準備または公判期日に被疑者であった被告人または弁護人がその内容を認定する場合に限り証拠とすることができる。	第2項にもかかわらず被告人がその映像録画物の内容を否認する場合には映像録画物に記録された陳述が被告人が陳述した内容と同一に記録されたことが客観的方法により証明され、その映像録画物に記録された陳述が特に信憑できる状態下で行われたことが証明される場合に限り証拠とすることができる。
チェ・イベ議員案	検事が作成した被疑者訊問調書は適法な手続と方式により作成されたもので公判準備又は公判期日にその被疑者であった被告人又は弁護人がその内容を認定する場合に限り証拠とすることができる。	<削除>	現行制度維持
チェ・ギョンファン議員案		<削除>	検事又は司法警察官が作成した被疑者訊問調書は適法な手続と方式により作成されたもので公判準備又は公判期日にその被疑者であった被告人又は弁護人がその内容を認定する場合に限り証拠とすることができる。

クオン・ソンドン議員案は映像録画物を独立した実質証拠として使用することを認め、映像録画物の証拠申請手続に関する292条の3を新設した。

それは、① 検事が被告人になった被疑者の陳述または被告人でない者の陳述を記録した映像録画物を証拠と申請する場合には映像録画物の内容を録取した録取書（以下この条において“映像録画物録取書”とする）を一緒に提出しなければならない。② 法院は第1項の申請により映像録画物を調査する場合には映像録画物を再生する方法で調査しなければならない。但し、被告人が争わない部分に対しては映像録画物録取書の内容を告知する方法で調査することができる。③ その他映像録画物の調査に関する必要な事項は大法院規則に定める。

さらに、弾劾証拠規定である韓国法318条の2に映像録画物もその対象とする内容が含まれている。

6月以降、刑事訴訟法改正に関する議論は行われなかった。そして国会議長は2019年12月3日に検・警捜査調整法案を本議院に付議する予定であることを明らかにした¹¹⁵⁾。最終的に刑事訴訟法一部改正法律案はチェ・イベ議員案が国会本会議に付議され、この議員案に対する修正案と一緒に2020年1月13日の第375回国会本会議において可決された¹¹⁶⁾。チェ・イベ議員案に対する修正案に被疑者訊問調書に関する内容は含まれていなかったため、チェ・イベ議員案の内容のまま可決された。

4. 評 価

まず、政府が発表した合意文に対しては以下の評価がなされている。

民主社会のための弁護士集まりは、検察と警察の捜査権調整は歴史的に数回議論されたが、毎回警察と検察の対立によって具体的結論に至らなかったところ、今回の合意案は捜査権と起訴権の厳密な分離には至らな

115) 조용현 「김경 수사권조정안 중 형사소송법 제312조 개정안에 관한 소고 - 검사 작성 피의자신문조서의 '실질적 진정성립' -」 「법률신문」 <アクセス日: 2020年7月10日
<https://www.lawtimes.co.kr/Legal-News/Legal-News-View?serial=157505>>。

116) 국회사무처 「제375회국회 국회본회의회의록 제1호」 5頁。

かったが、両者の関係を協力関係に転換し国民の基本権をより強化する側面、制定刑事訴訟法が後回しにした警察に対する捜査権付与問題を解決したことで65年以上続いた論争を終わらせた側面、具体的な検察改革の一步を踏み出した側面から意義があるとした。しかし、検事作成の被疑者訊問調書に関する立場を表明しなかったことは遺憾であるとした¹¹⁷⁾。

大韓弁護士協会は検察と警察の捜査権調整は検察と警察の役割分担からアプローチするのではなく、人権保障という原則の下で国家機能を効率的に分配する観点からアプローチすべきであるとした¹¹⁸⁾。

その他に、検察改革は究極的に国民利益の擁護と向上のためでなければならないが、合意文は改革目的の方向性から国民利益とはかけ離れたものであり、議論過程において捜査権本来の趣旨と司法手続の本質よりは検察と警察または法務部と行政安全部の政治的妥協が優先されたと指摘した¹¹⁹⁾。そして、検察が直接捜査を必要としないために重要なのは検面調書の員面調書の証拠能力認定要件の差を無くすことであったと評価された¹²⁰⁾。

国家人権委員会¹²¹⁾は、2019年11月14日に「刑事訴訟法上被疑者訊問調書の証拠能力に対する意見表明」という題名の決定文で、国会議長に対して検事の作成した被疑者訊問調書の証拠能力認定要件を強化し、検事以外の捜査機関が作成した被疑者訊問調書の証拠能力認定要件との差がないよう刑事訴訟法の関連規定を改正するのが望ましいと意見表明した。

国家人権委員会は韓国法312条について、被疑者の防御権、公判中心主

117) 민주시회를 위한 변호사모임 「[논평] 검·경 수사권 조정 합의를 환영하며, 정부와 국회는 검찰·경찰 개혁에 더욱 박차를 가하라」 2頁, 同趣旨として, 이봉환 「수사권조정 신속처리법안에 대한 소고」 한국경찰연구학회 18권 4호 (2019) 83頁は, 現行312条の規定が変わらない限り捜査改革は未完成にとどまると指摘している。

118) 대한변호사협회 「검경수사권 조정 합의안, 인권 보장 측면에서 검토하자」 2頁。

119) 정승환 「검·경 수사권조정 합의안에 대한 평가」 법조 67권5호 (2018) 100頁。

120) 정승환 · 前掲注119, 118頁。

121) 個人の基本的な人権保護及び人間の尊厳と価値の実現を目的として設立された独立的な国家機構である。

義の観点から検討を行い、防御権の観点からは、捜査機関は法官のように公平な第三者ではなく、検事の客観義務が認められても、被疑者の利益を十分保証できるとは期待できない。被告人の防御権を保障するためには非常に厳格な要件の下で被疑者の陳述を有罪認定の証拠とすること許されるべきであるとした。

公判中心主義の観点からは、被告人の陳述は口頭で行われるか、被告人の自由な決定によって陳述したことが客観的に担保されるべきであるが、被告人の陳述の代わりに調書を証拠とすることは、裁判制度に否定的な影響を与える。今まで調書裁判など公判中心主義を実現できなかったため、被疑者訊問調書の証拠能力はすべて内容認定を要件とする必要があるとした。

また検事を準司法機関と捉える主張に対して、証拠能力は証拠が証明の資料として使用できる資格を意味するので、原陳述者の陳述状況、証拠確保状況の属性であり国家機関の地位が持つ属性ではなく、検察の捜査実務が被疑者陳述の信用性を十分保証できない状況で行われる実状では、単なる地位によって証拠能力認定要件の差を設けることは妥当ではないと指摘した。

最後に、アメリカ、ドイツ、日本など諸外国では被疑者訊問調書の証拠能力認定要件に差を設けていないこと、被疑者訊問調書は伝聞証拠として原則的に証拠能力が認められ難いこと、容易に検問調書の証拠能力が認められると密室で自白中心の捜査をもたらす、人権的側面から望ましくないこと、法廷外での陳述を証拠と認めると公判中心主義の実現を妨げること、国民の捜査機関に対する信頼が低下していることが被疑者訊問調書の証拠能力要件に差を無くすことを裏付けるとされた。

参与連帯¹²²⁾は2019年12月4日に「検・警捜査権調整法案に対する立法

122) 国民の自発的な参与で国家権力を監視し、具体的な政策と対案を提示し、実践的な市民行動を通じて自由と正義、人権と福祉が正しく実現される参与民主社会を建てることを目的とし、民主社会の実現のための政策と方法に関する研究、立法・司法・行政など国

意見書」を通じて、韓国法312条改正の付則に対して、現在検察の捜査過程で調書作成のための強圧捜査、別件捜査、深夜調査など多くの問題が指摘され、調書裁判が横行し、国民の防御権保障より裁判の効率性を重視する論理によって公判中心主義が実現されていないと指摘した。改正案に被疑者訊問調書に関する内容が含まれたことは良いが、公判中心主義の実現のための裁判実務を考慮しても6ヶ月から1年程度に短縮すべきであるとした¹²³⁾。

2019年12月20日に大韓弁護士協会と韓国刑事訴訟法学会が「改正刑事訴訟法の評価」を主題として開催した共同学術大会¹²⁴⁾で、ホン・ジンヨン教授は刑事訴訟法改正案が修正を経ず国会を通過すれば、捜査機関で行われた被疑者の陳述は調査者証言を通じてのみ法廷に現出され、映像録画物は被疑者訊問調書の実質的真正成立を証明する手段としても使用できなくなることを問題とした。つまり、映像録画が義務化されていない状態で行われる調査者証言が公判中心主義と被告人の防御権保障という刑事訴訟法の核心的な価値に符合するものであるか疑問であるということである。

ホン教授は、被疑者の陳述を証拠として活用する必要性には肯定しつつも、公判中心主義の実質的意味に符合する方法が必要であり、その方法として、被告人に法廷で十分弁論できる機会を与えること、捜査機関で獲得した被疑者の陳述の証拠能力と証明力が法廷で十分な攻防ができ、法廷での被告人陳述と比較・検討される過程を通じてのみ法官と陪審員が心証を形成すること、事実認定の主体が上記の攻防が行われる前に捜査機関が提出した証拠を受け入れて確証偏向を形成しないようにすることが挙げられた。

↘家機関の活動に対する市民の監視と参与、人権擁護及び向上のための社会的・制度的努力、政治・経済・社会・文化などの不正を告発し社会正義と公益を実現する市民行動、参与民主主義の実現のための教育などを行う市民団体。

123) 참여연대 「김·경 수사권 조정 법안에 대한 입법건의서」 3頁。

124) 「[대한변협·한국형사소송법학회] 개정 형사소송법의 평가- 공수처법 및 검사 작성 피의자신문조서의 증거능력」 『韓國法學院』 <アクセス日：2020年7月10日 <https://www.lawsociety.or.kr/45/2667593>>。

自白法則若しくは違法収集排除法則の活用のために、すべての被疑者訊問に対して映像録画が義務付けられなければならない、その上で法院に対しては、調査者証言と映像録画物を通じた証拠調べが裁判をどの程度長期化させるかを予想し、対策を講じるのみならず、事実認定の主体に偏見と予断を起こさないよう映像録画物を法廷に現出できる方法を設けるべきとされた。

映像録画物の実質証拠化はもう一度考え直す必要があり、員面調書を検面調書のように証拠能力認定要件を緩和させるためには、調書裁判の弊害を考慮し、映像録画制度の義務化が必要であるとした。そのうえで、映像録画の客観性に過度な信頼は危険であるという意見に対して、どの種類の証拠に対しても適用できる論弁であると反論した。

韓国法312条の改正に肯定的な意見として、調書中心の裁判から公判中心主義の実現に移行するために調書の重要性を切り捨てることができたと評価され¹²⁵⁾、検面調書の証拠能力認定要件を強化したことは、調書の弊害克服及び公判中心主義の実現のために望ましい方向であり、自白を強要する人権侵害の予防、二重捜査による弊害の減少など国民の利益に寄与することが期待できるといった見解が出された¹²⁶⁾。また、現行刑事手続は検事に過度に依存しているため、検察中心の刑事司法構造となっており、さらに検面調書の容易な証拠能力認定が、韓国が公判中心主義を指向しながらも調書裁判の弊害に陥ったと批判される理由であって、自白獲得中心の人権侵害的捜査慣行が改善され、被告人の防御権を保障するなど公判中心主義の実現に寄与することが予想される¹²⁷⁾という見解が見られる。

125) 조성제·승재현 「검·경 수사권 조정안에 따른 수사절차에 있어서 인권보장 방안」 한국치안행정논집 16권3호 (2019) 375頁。

126) 서보학 「바람직한 수사구조개혁 추진 방안- 국회 신속처리법안 주요쟁점 및 개선방향을 중심으로 -」 인권과정의 484호 (2019) 94-96頁, 이봉한 「수사권조정 신속처리법안에 대한 소고」 한국경찰연구 18권 4호 (2019) 78頁, 김영재 「검·경 수사권조정안 신속처리안건 지정 관련 검토」 민주연구원 (2019) 11頁。

127) 이형세 「검·경 수사권 조정에 관한 심포지엄 토론문」 인권과정의 484호 (2019) 8

肯定的な意見に対して否定的な意見としては、公判中心主義と被疑者及び被告人の人権保障、自白偏重の捜査慣行に対する抑制などから内容認定を調書の証拠能力認定要件とするのが望ましいが、事件直後の鮮明な記憶から得られた被疑者の陳述を証拠とすることが制約されることは捜査機関の困惑が予想される¹²⁸⁾こと、英米法のように有罪答弁制度、司法妨害罪、虚偽陳述罪など実態の真実発見と裁判の効率性を高める制度がない現行司法制度には韓国法312条の改正は適しないため、法院の業務負担による実態の真実発見が急激に萎縮される¹²⁹⁾ことなどがある。

5. 終わりに

以上、韓国の刑事訴訟法改正の過程における被疑者の供述調書に関する議論および内容を概観した。今回の法改正は公判中心主義の実現が主な目的ではなく、検察と警察の捜査権調整のために行われたものである。そのため、捜査権調整に議論の焦点が当てられ、活発に行われた。

まず、今回の法改正で韓国法制定後66年の間、検察官を捜査の主体として、司法警察官を捜査の補助者としていた規定を、両者を相互協力関係に規定したこと（改正韓国法195条1項）は、今後の捜査体系に大きな変化を与えらると思われる¹³⁰⁾。

しかし、法改正の議論過程において、捜査権調整に対する検察の反発が激しく、捜査構造改革という課題に集中したあまりに、改正後の具体的な

↘142-143頁, 151-152頁。

128) 박기석「국민을 위한 합리적 검경수사권조정 방안:패스트트랙 입법안의 분석 및 개선안 제시를 중심으로」한국치안행정논집 16권 3호 (2019) 59頁。

129) 한석훈「수사권조정 및 고위공직자범죄수사처 설치 법안의 평가 -비즈니스범죄 등을 수사하는 전문수사처 설치를 위한 제안-」成均館法學 34권 4호 (2019) 635頁。

130) 강성용「바람직한 경·검 관계에 대한 연구 - 미국 형사사법제도에 대한 미시적 분석 -」외법논집 43권 3호 (2019) 85-86頁も警察と検察の関係を対等な協力関係に定め、意味のある出発点を提示したと評価する。

問題については国会で十分扱われなかった¹³¹⁾ことや検察機能の正常化を公捜処の設置で果たし、検察に新たな役割を与えることを捜査権調整で果たすといった2つのことを同時に推進した結果、〔改革に〕困難が生じた¹³²⁾ことから、法改正後の警察による人権問題や1次捜査終結に対する懸念も見られる¹³³⁾。

さらに、法務部が2020年8月7日に出した「検事と司法警察官の相互協力と一般的捜査準則に関する規定」及び「検事の捜査開始犯罪範囲に関する規定施行規則」の制定(案)立法予告に対しては、法務部長官の承認の下、検察の直接捜査の範囲の拡大や法務部長官によって検察捜査の独立性まで侵害される危険性が指摘されている¹³⁴⁾。警察も立法予告に対して、法改正の目的である検察改革の趣旨を十分反映していないなど、検察の直接捜査範囲が拡大されることを指摘した¹³⁵⁾。

一方、被疑者の供述調書は検面調書、員面調書を問わずに適法な手続と方式によって作成されたもので、被告人または弁護人が公判準備または公判期日に調書の内容を認める場合(内容認定)に限って証拠とすることができるようになった。調書の内容を認めることとは、調書に記載された内容が客観的眞実に符合するという調書内容の眞実性を意味する。つまり、従来の①適法な手続と方式、②実体的眞正成立、③特信状態という3つの証拠能力認定要件が、①適法な手続と方式、②内容認定に変更された。また、今まで②の証明方法であった取調べの状況を録音・録画した記録媒体による実体的眞正成立の証明は、韓国法312条2項が削除されたこ

131) 표창원 「20대 국회 형사사법개혁의 회고와 전망」 형사정책연구소식 154호 (2020) 62頁。

132) 장영수 · 前掲注22, 54頁。

133) 이원상 「수사질차에서 1차 수사종결권에 대한 고찰」 刑事政策 30권 2호 (2018) 74-76頁。

134) 참여연대 「수사권조정 취지 무력화하는 시행령 재검토해야」 1-2頁。

135) 「경찰, 수사권조정 대통령령에 반발…」 검찰에 3종 만능열쇠 부여」 『연합뉴스』 <アクセス日: 2020年8月21日 <https://www.yna.co.kr/view/AKR20200807074100004?input=1195m>>。

とによってできなくなった。

ただし、被疑者取調べの録音・録画を規定した韓国法244条の2が改正されなかったため、捜査機関は、被疑者の供述を録音・録画することはできる。しかし、被疑者の供述を録音・録画できるものの、同法318条の2の規定による「被告人が供述するに当たって記憶が明白でない事項に関して記憶を喚起させる必要がある場合に被告人に視聴させる」目的に限って活用できる。

上述の記憶を喚起させるために記録媒体を視聴させることは、韓国の刑事訴訟規則134条の5の規定により、検察官の申請がある場合に限られるため、被疑者取調べの録音・録画が義務化されていない韓国では、捜査機関が取調べの録音・録画に消極的であれば、活用されることはほとんどないと思われる。もしそうであれば、将来的には、韓国法244条の2（被疑者陳述の映像録画）を含む被疑者供述の録音・録画に関する規定（刑事訴訟規則や映像録画業務処理指針）も削除または修正されるのではないか。しかし、今回の法改正過程においては、これらに関する議論は全く行われなかった。

今回の法改正における被疑者の供述調書に関する改正の特徴として、次のような指摘がなされている¹³⁶⁾。第一に、被疑者の供述を記録する基本的な方式を調書として維持し、その証拠能力認定要件を変更する方法をとっている。つまり、被疑者の供述を調書に記載しなければならないとした規定（韓国法244条1項）は改正の対象に含まれなかった。第二に、2007年以前は、適法な手続と方式及び特信状態の具体化、詳細化に関する内容がなく、2007年の改正韓国法で調書の閲覧及び訂正の方法（韓国法244条2項、3項）、黙秘権の告知及び被疑者答弁の記録方法（同法244条の3）、取調べ過程の詳細な記録（同法244条の4）など適法な手続と方式に関する諸規定を新設または改正したが、今次の改正でも依然として、特信状態の基準が不明確のままである。第三に、調書の弾劾証拠としての使用規定も改

136) 이형근 「조서제도 관련 형사소송법 개정 논의」 형사정책연구소식 149호 (2019) 33頁。

正の対象に含まれておらず、調書の真正成立が認められない調書が弾劾証拠として使用される余地がある。特に真正成立が認められない場合は、被疑者が取調べ過程で調書に記載された内容と同様の供述をした事実そのものが証明されていない場合であるため、調書が弾劾証拠として使用される余地を残したことは問題であるとされる。

つまり、今回の法改正において、被疑者の供述調書に関する議論は、調書の証拠能力認定要件を統一させるという改正の方向性を示したものに過ぎなかったため、上述した特徴が見られ、他方で、取調べの録音・録画に関する条文の議論は行われなかった。また研究者によって、被疑者供述調書制度の廃止または調書作成方法を捜査官と被疑者の会話式に変更するなどの主張¹³⁷⁾もあったが、調書制度そのものに関する議論は深く議論されなかった。

なぜ被疑者供述調書の議論は活発に議論されなかったのだろうか。まず、今回の法改正は、国民から強く要請された捜査権調整(検察改革)が主な課題であったからである。さらに、公捜処の設置が同時に議論されたことや与党と野党の対立が激しかったため、議論するための十分な時間を確保できなかったことは明らかである。このような状況で、司法特委の一部委員や警察、研究者から指摘されたように、被疑者の供述調書の証拠能力認定要件の差が検察に巨大な権力を持たせ、公判中心主義を阻害する要因であることから、まず被疑者の供述調書を公判廷に現出させにくくすることが、公判中心主義を実現しながら、法改正の目的であった捜査権調整にも相応しいと捉えられたのではないか。そして、このような改正の方向に従って、ほぼ全ての改正案が適法な手続と方式の遵守及び内容認定を検面調書及び員面調書の共通する証拠能力認定要件として定めたため、特信状態については、特に議論されなかった¹³⁸⁾と思われる。

137) 윤동호 「대선공약, 국정과제 이행을 위한 수사·기소 분리방안」 비교형사법연구 19권 4호 (2018) 181頁。

138) 이형근 「영상녹화물에 의한 특신상태 증명」 대법원 2014. 8. 26. 선고 2011도6035 판결

しかし、参考人の調書にはまだ特信状態が証拠能力認定要件として残され、今まで検面調書の証拠能力認定要件の1つであったことや、厳格な証明を要するとした大法院の判例¹³⁹⁾、2007年の韓国法改正の際に司法制度改革推進委員会において、特信状態を「調書に記載された供述が、弁護人の参加の下で行われる等、特に信憑できる状態下で行われたことが証明される場合に限る」¹⁴⁰⁾とした具体的な方法が出されたが、削除されたことから、特信状態に関する議論が再び行われる可能性は依然として残されている。

今回の法改正によって捜査実務は、検察の被疑者供述調書の作成及び出頭要求の減少が予想され、特に被疑者に対する徹夜取調べ、深夜に至る取調べが改善される可能性が高く、物的証拠の確保のために自白事件であっても徹底的な捜査が行われると予想される¹⁴¹⁾。

一方で、被疑者供述調書が有罪の証拠として使用されないだけであって、調書の作成、取調べに参加した捜査官が法廷で証言する調査者証言制度を通じて検察官の訴追能力の低下を防ぐことも考えられる¹⁴²⁾。

そして、韓国でも証拠能力と証明力は別個の概念として理解されているが、調書の証拠能力認定要件であった真正成立を無難に満たした調書と、辛うじて満たした調書の証明力は前者の方が高いと見られるため、今後、実質的真正成立は証明力の判断基準として機能する可能性があり、特信状態の判断基準が証明力の評価に影響を与える可能性もあるとされる¹⁴³⁾。

ㄴ의 해석을 중심으로」 형사정책연구 30권 4호 (2019) 196頁。

139) 대법원 2014. 2. 21. 선고 2013도12652판결。

140) 사법제도개혁추진위원회 『사법제도개혁추진위원회 자료집 제1권 사법 선진화를 위한 개혁』 410頁。

141) 「형사소송법 개정으로 인한 검사 작성 피의자신문조서의 증거능력」 『법률신문』 <アクセス日: 2020年 8月22日 <https://www.lawtimes.co.kr/Legal-News/Legal-News-View?serial=162154>>。

142) 신이철 「검사작성 피의자신문조서의 예외적 증거능력 요건에 대한 재검토 - 전문법칙과 공판증심주의와의 관계를 중심으로 -」 『치안정책연구』 33권 2호 (2019) 191頁。

143) 이형근 「개정 형사소송법 하에서 실질적 진정성립 및 특신상태 요소의 증거법적 기능」

被告人の供述によって真正成立が認められることとすれば、内容認定に真正成立も含まれている以上、捜査機関にとって自白の重要性は全く排除できないものと思う。

最後に、2007年の韓国法改正の際にも被疑者供述調書は調書作成の主体を問わず、内容認定を証拠能力認定要件として規定した改正案草案が作られたが、検察の強い反発で実現されなかった¹⁴⁴⁾。法院は今回の改正過程において、証拠能力認定要件の差を無くすこと自体には賛成の立場であった。大法院は2004年判決¹⁴⁵⁾で、原陳述者が実質的真正成立を否定しても、形式的真正成立が認められると実質的真正成立は推定されるとした従来の判決¹⁴⁶⁾を覆して、実質的真正成立は原陳述者の公判準備又は公判期日での陳述によってのみ認められるとした。そして、このように解釈することが直接審理主義及び口頭弁論主義を内容とする公判中心主義の理念に符合するとした。そのため、検察は被告人の実質的真正成立を認める供述の他に被疑者供述調書の証拠能力認定要件を満たす方法として、被疑者取調べの録音・録画制度を主張し、2007年の韓国法改正に制度化された。

ただし、共に民主党のパク・ジュミン議員室からの質疑に対して、大法院は録音・録画媒体に独立した証拠能力を認めることは望ましくないと答えた¹⁴⁷⁾。大法院は記録媒体を実質証拠として認めると公判中心主義からかけ離れることになり、ビデオ裁判の危険性を懸念した。また、録音・録画制度が捜査機関の調書作成負担を減らす方法として議論されているが、被疑者の人権保障ではなく捜査機関のための制度として変質されることも指摘し、被疑者の供述調書の証拠能力を制限する法改正の趣旨とも符合しないことを強調した。最後に、録音・録画媒体に独立の証拠能力を認めて

ㄱ에 관한 전망」형사정책연구 31권 2호 (2020) 169-171頁。

144) 신이철·前掲注142, 174頁。

145) 대법원 2004. 12. 16. 선고 2000도536판결。

146) 대법원 1984. 6. 26. 서고 84도748판결。

147) 「대법 “피의자 영상 녹화물, 독자적 증거능력 인정 어려워”」『연합뉴스』 <アクセス日：2020年8月21日 <https://www.yna.co.kr/view/AKR20200624147500004>>。

しまうと、自白または供述中心の誤った捜査慣行が改善されず、より悪化する恐れがあったとした。

以上のことから、韓国では、被疑者の公判廷外の供述よりは、公判廷での供述が優先されることが公判中心主義の実現の1つとして理解され、被疑者の公判廷外の供述をできるだけ公判廷に現出させようとする立場と対立していることが分かる。

法務部は、上述した「検事と司法警察官の相互協力と一般的捜査準則に関する規定」及び「検事の捜査開始範囲犯罪に関する規定施行規則」と共に、「刑事訴訟法・検察庁法一部改正法律の施行日に関する規定」制定（案）を出した。この制定（案）には2021年1月1日に刑事訴訟法及び検察庁法が施行されるが、韓国法312条は2022年1月1日が施行日とされている。施行日が変更される可能性もあるが、改正された312条が施行されると韓国は今までとは異なった捜査実務や裁判が予想される。今回の改正内容が公判中心主義の実現にどの程度影響を与えるか、そして、日本における公判中心主義の議論に新たな視点を提供する点がないか、今後の運用に注目しながら、さらに検討を進めていきたい。